

計

七八、八二

八一、四〇

七六、〇九

また、昭和八年四月より昭和十三年三月末日に至る五箇年間の蕃童就學歩合左の如くである。

| 昭和八年度 | | 昭和九年度 | | 昭和十年度 | | 昭和十一年度 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 計 | 男女 | 計 | 男女 | 計 | 男女 | 計 | 男女 |
| 六九、一三 | 五八、六五 | 六四、一二 | 七一、九七 | 六二、八四 | 六七、五九 | 七五、四四 | 六六、七二 |
| 七一、九七 | 六二、八四 | 六七、五九 | 七五、四四 | 六六、七二 | 七一、二五 | 七八、三二 | 七一、九九 |
| 七六、〇九 | 六四、一二 | 七一、九七 | 六二、八四 | 六七、五九 | 七五、四四 | 六六、七二 | 七一、九九 |
| 七八、八二 | 六九、一三 | 七八、三二 | 七一、九九 | 七八、三二 | 七五、二五 | 七八、三二 | 七一、九九 |
| 計 | 男女 | 計 | 男女 | 計 | 男女 | 計 | 男女 |
| 七八、八二 | 六九、一三 | 七八、三二 | 七一、九九 | 七八、三二 | 七五、二五 | 七八、三二 | 七一、九九 |

| 昭和十二年度 | |
|--------|-------|
| 計 | 男女 |
| 八一、四〇 | 七六、〇九 |
| 七〇、八二 | 七六、〇九 |

次には、高砂族子弟の上級學校入學についてみることにする。彼等は、若し上級學校に入學しようとする、ことごとく自費を以てしなければならない。極めて特別の場合でない限りは官給で入學すると云ふことは出来ないこととなつて居る。これは平地に於ける教育が、彼等の實生活と著しく隔つて居るので、特別に彼等に平地の教育を施す必要を認めないからである云へるであらう。

教育所に對する上級學校には、國民學校と公學校があるが、また農業講習所等もある。而してこれが在學者は昭和十三年末現在に於いて官費生百七十五名、私費生十九名となつて居るが、このうち中等學校在學者は農林學校二名、中學校二名で、計四名となつて居る。以上の生徒はいづれも教育所卒業のち小學校に入

なほ、同年四月末に於ける州廳別の上級學校卒業者數左の如くである。

| | 臺北 | 新竹 | 臺中 | 臺南 | 高雄 | 臺東 | 花蓮港 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 公學校 | 1 | 10 | 1 | 1 | 4 | 3 | 1 |
| 小學校 | 9 | 20 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| 農林講習所 | | | | | | | |
| 農業補習學校 | 38 | 58 | 48 | 21 | 60 | 37 | 123 |
| 農林國民學校 | | | | | | | |
| 看護婦養成所 | | | | | | | |
| 女學校 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 商工學校 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 農林學校 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 中學校 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 師範學校 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 醫學校 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 計 | 47 | 97 | 54 | 22 | 68 | 42 | 128 |

註 右表は、アミ族と普通行政區域に居住の本居を持つて居るパイワン族を含んで居ない。なほ卒業者一二七名中私費卒業者は十四名で、これを内譯は小學校二名、公學校十名、農業補習學校二名であつた。

而して教育所其の他の出身者の狀況を見るに、十三年三月末現在では教育所で補習中のもの九百七十八名、上級學校在學中のもの百五十名、州廳の警手五百四十名、州廳巡查七十名、官公署の給仕及び小使六百三十九名、農業に従事するもの一萬五千九百三十二名等が其の主なるものである。尤も以上はアミ族とパイワン族の一部を除いたものである。

蕃地に於ける神社、社祠については如何であらうか。

大正九年に臺北州の蘇澳郡に東澳祠、大正十二年に花蓮港廳タピトに佐久間神社がそれぞれ建立されたのをはじめとして、爾來各地に神社や社祠が設けられるに至り、その數は既に七十八に達して居る。最近では彼等の敬神の念も日々た

かまり、自宅内に神棚を有するものも少なくないと云ふ有様である。

高砂族は、既に述べたやうに、靈魂の不滅を信じて居り、人は死ぬが其の魂は永く現世に留つて子孫の行爲を見て居るとして居る。従つて彼等の日常生活は、殆どこれによつて律せられると云ふも過言ではなからうと思ふ。臺灣總督府當局では、早くから彼等の此の宗教觀に留意して、明治四十三年より三箇年間に互つて眞宗十四名、禪宗八名の僧侶を蕃地に配置して蕃童の教育に従事させるほか、漸次に布教にも及ばさうと試みたことがあつた。然し大正二年には次の事情によつてこれを廢止して居る。

(1) 僧侶が蕃地の生活に慣れないこと。

(2) 丁度五箇年計畫討蕃事業が開始されたこと。

(3) 經費が多額に上つたこと。

而して此の種の試みは、その後行はれるに至つて居ない。

なほ、臺灣では支那事變下に於いて、皇民化運動を提唱し、大いにその實を擧げて居るが、高砂族の皇民化は、ことに著しいと云はれ、彼等で自宅内に神棚を設けるものが激増しつつあると云はれる。

蕃地の神社及び社祠の數を見るに、最近の事情は資料の關係から詳細を缺いて居るが、昭和十三年末現在では左の如くである。

| | 臺北 | 新竹 | 臺中 | 臺南 | 高雄 | 臺東 | 花蓮港 | 計 |
|---------|----|----|----|----|----|----|-----|----|
| 神 社 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 社 祠 | 6 | 2 | 6 | 6 | 12 | 29 | 3 | 64 |
| 禮拜所、遙拜所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 計 | 6 | 3 | 6 | 6 | 12 | 29 | 6 | 68 |

國語の普及状態は、まことに目ざましいばかりである。數字はやや古きに失する嫌ひがあるが、昭和十二年末現在に於ける、州廳別國語普及歩合左の如くである。

| 臺灣 | 新北 | 新竹 | 臺中 | 臺南 | 高雄 | 臺東 | 花蓮 | 澎湖 | 計 |
|------------------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|---|
| 國語を解するもの | 二、八六一 | 四、三六九 | 四、四五五 | 五、四六六 | 七、三二七 | 二、八九六 | 四、九〇三 | 二七、三五七 | |
| 全人口 | 六、七七〇 | 一四、四四八 | 一三、七二四 | 一、六八九 | 三三、二八〇 | 一一、六三一 | 一四、一四四 | 九四、六八五 | |
| 全人口に對する國語を解する者の% | 四二・二六 | 三〇・二四 | 三二・四六 | 三二・三七 | 二二・七〇 | 二四・九〇 | 三四・六六 | 二八・八九 | |

註 右表はアミ族とバイワン族の一部を除く。また國語を解する者は、簡単な日常の用務を辨ずることが可能なものを標準とした。

次に、同年末の種族別國語普及歩合左の如くである。

| 種族 | 國語を解する者 | 全人口 | 全人口に對する國語理解者の% |
|-------|---------|--------|----------------|
| タイヤル族 | 一三、一四一 | 三六、五九六 | 三五・一九 |

| 種族 | 國語を解する者 | 全人口 | 全人口に對する國語理解者の% |
|--------|---------|--------|----------------|
| サイセツト族 | 五四三 | 一、五六三 | 三四・七四 |
| ブヌン族 | 四、四三二 | 一七、六〇九 | 三五・二四 |
| ツオウ族 | 七七六 | 二、二〇二 | 二二・八九 |
| バイワン族 | 八、三五八 | 三四、九八四 | 六・一九 |
| ヤミ族 | 一〇七 | 一、七二九 | 六・一九 |
| 計 | 二七、三五七 | 九四、六八五 | 二八・八九 |

次に高砂族の青年並びに成人教育が、如何に行はれたかに付いて見ることとする。

過去に於ける高砂族青年の修養及び鍛鍊については、まことに誇るに足る沿革と組織とを持つて居るが、特に、それが現存する東部バイワン族に残る青年集會場の如きは、其の組織の合理性と鍛鍊の嚴格さに於いて、日本内地に於ける原初的な青年訓練の精神と形態とを殆どそのままに持つて居るものであつて、現在に於ける平地の内臺人青年團と雖も遙かに及ばぬ程の嚴格さと、鞏固極まる團結さ

とを持つものであつた。

然し、一般的に云つて、彼等は相當に退嬰姑息であり、進取の氣概に乏しいと云はれて居る。例へば教育所四箇年の業を終へても、その大部分のものは一度び家庭にかへると再び舊來の蕃社生活にかへつてしまふ。これがため當局は、彼等を一層鍊成して、以て彼等が再び蕃人生活にかへらぬやう、種々研究した結果、青年團を設立せしめることが必要であると云ふことになつた。而して、當局はこれがため凡ゆる努力をつづけたので、最近では續々各地に青年團（男女ともに）が設立されつつあり、現在では二萬人近い團員數を持つに至つた。

男女青年團は、いづれも自治的な組織であつて、教育擔任者その他の警察官が其の指導に當つて居り、國語の練磨と國民精神の涵養とに重點を置くと同時に、公共奉仕や生活改善等に努力させて居る。

なほ、ほかに頭目勢力者會、家長會、婦女會等が組織され、一般大衆の指導教

化が行はれて居るが、現在ではこれ等の會員數は次の如くである。

| 頭目勢力者會 | 會數 | 會員數 |
|--------|-----|--------|
| 家長會 | 八六 | 八九〇 |
| 婦女會 | 三五一 | 二二、六一二 |
| 婦女會 | 八四 | 四、二七六 |

なほ、觀光、映畫等による教化も行はれ、其の成果は大なるものがあると云はれて居る。

觀光高砂族數とこれが所要經費左の如くである。（昭和十二年中）

| 臺北州 | 觀光會 | | 計 | 官費 | 私費 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
| | 男子 | 女子 | | | | |
| 兒童 | 九〇 | 九六 | 一八六 | 一三五 | 四 | 一三五 |
| 其他 | 三四八 | 一六一 | 五〇九 | 八七五 | 四、五一六 | 五、三九一 |
| 計 | 四三八 | 二五七 | 六九五 | 一、〇一〇 | 五、〇三八 | 六、〇四九 |

| | | | | | | | |
|-------|----|-----|-----|-------|-----|-------|----------|
| 昭和十年 | 一三 | 五二 | 三八 | 二一〇 | 三〇 | 六〇〇 | 一 |
| 昭和十一年 | 一三 | 五二 | 四三 | 二二五 | 三〇 | 六〇〇 | 一 |
| 昭和十二年 | 一二 | 五二 | 三四 | 一七〇 | 二六 | 五二〇 | 一 |
| 計 | 八〇 | 二九四 | 四五二 | 二、四七一 | 一四二 | 二、九二〇 | 一八四二、七八七 |

次に國語普及獎勵費の支給状況を示す。

| | | | | | | | |
|-------|----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 昭和五年 | 件數 | 一 | 一 | 一 | | | |
| 昭和六年 | 件數 | 一 | 一 | 一 | | | |
| 昭和七年 | 件數 | 一 | 一 | 一 | | | |
| 昭和八年 | 件數 | 七〇 | | | | | |
| 昭和九年 | 件數 | 一〇〇 | | | | | |
| 昭和十年 | 件數 | 一〇四 | | | | | |
| 昭和十一年 | 件數 | 一〇〇 | | | | | |
| 昭和十二年 | 件數 | 一〇〇 | | | | | |
| 計 | 件數 | 四七四 | 二、三五〇 | 五〇〇 | 五〇〇 | 五〇〇 | 三五〇 |

なほ、善行章授與數は左の如くである。
 (×印は死亡または機毒返納したものの再記である。)

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|------|----|-----|-----|-----|---|------|
| 昭和八年 | 臺北 | 二六 | 新竹 | ×五四 | 臺中 | 一七 | 臺南 | 四 | 高雄 | 一〇〇 | 臺東 | 四五 | 花蓮港 | ×四二 | 計 | 二八八 |
| 昭和九年 | 臺北 | 五 | 新竹 | 六 | 臺中 | ×一五 | 臺南 | ×一二 | 高雄 | 六 | 臺東 | ×二八 | 花蓮港 | ×二七 | 計 | ×四九五 |
| 昭和十年 | 臺北 | 四 | 新竹 | ×一六 | 臺中 | ×一五 | 臺南 | 一 | 高雄 | 六 | 臺東 | ×一八 | 花蓮港 | 八 | 計 | ×三三八 |
| 昭和十一年 | 臺北 | 五 | 新竹 | 六 | 臺中 | 九 | 臺南 | 二 | 高雄 | ×二三 | 臺東 | ×二〇 | 花蓮港 | 八 | 計 | ×四四三 |
| 昭和十二年 | 臺北 | 三 | 新竹 | 六 | 臺中 | 五 | 臺南 | 五 | 高雄 | ×一 | 臺東 | ×一八 | 花蓮港 | 六 | 計 | ×三二四 |
| 計 | 臺北 | 四三 | 新竹 | ×七八 | 臺中 | ×五一 | 臺南 | ×一四 | 高雄 | ×一五六 | 臺東 | ×七九 | 花蓮港 | ×七一 | 計 | ×四五一 |

頭目章授與數は左の如くである。
 (×印は死亡隠退しまたは機毒返納されたものの再記である。)

| | 昭和八年 | 昭和九年 | 昭和十年 | 昭和十一年 | 昭和十二年 | 計 |
|-----|------|------|------|-------|-------|-------|
| 臺北 | ×三三 | ×一 | ×二 | ×一 | ×二 | ×三八 |
| 新竹 | ×七九 | ×四五 | ×三二 | ×五九 | ×三一 | ×一九六 |
| 臺中 | ×七四 | ×二二 | ×四一 | ×三一 | ×三一 | ×一七九 |
| 臺南 | ×二〇八 | ×七七 | ×四三 | ×一 | ×三三 | ×二九 |
| 高雄 | ×八七 | ×六八 | ×五三 | ×一四 | ×六八 | ×二一六 |
| 臺東 | | | | | | ×三一〇 |
| 花蓮港 | ×六八 | ×三一 | ×三一 | ×四五 | ×一二 | ×一七六 |
| 計 | ×四四九 | ×三四四 | ×二一三 | ×二五一 | ×一八七 | ×一五〇六 |

第二節 授産、狀況

授産とは、高砂族に對し生活維持のために土地を保全し、食糧充足の手段を講

ずる一方、文化の向上に伴ふ生必品購買に所要する金銭收入の方途を圖り、生活様式の向上のため住家及び之等の状態をより有效ならしめ、併せて撫育、警備のよりよき便宜のため適當なる土地を選定して、ここに移住せしめる等、一聯の助長的な理蕃行政を指して居る。而して臺灣總督府當局は、領臺以來、たゆまざる努力をこの事業のために捧げて來たのであつて、これがため彼等の生活は飛躍的な向上の跡を示すに至つて居る。

大體高砂族は、南北兩地方に居住するものを通じて、いづれも山地に居住し、狩獵によつて肉を得、農耕によつて穀禾を得て居たものである。然し此の農耕たるや、森林を伐採してこれを焼き拂ひ、ここに三、四年の間耕作を爲し、瘠廢すると放棄して他に移つて行く、而して八、九年の後、地力の回復するのを待つて再び耕地として還元使用すると云つた極めて原始的な農耕方法によつて居たのである。

而して斯くの如き原始的な輪耕農法によつて蕃薯、粟、里芋等を獲、これを常食として居た。此のうち粟は、酒を醸し（但しヤミ族のみは例外）これを飲んで楽しむのを常としたのである。北部には早くから陸稻を作るものがあつたが、それはまたほんのわづかのものであつた。彼等は極度の粗食に甘んじて居たにもかかはらず、以上の農作物の自然的な減作から、しばしば饑饉の襲來を餘儀なくされて居たのである。かくて彼等は、轉變移動の生活をくりかへし、森林原野を荒廢せしめ、表土を流失し、平地に於ける洪氾濫の禍根をつくつたほか、其の取締りと教撫に困難を與へて居たわけである。

高砂族に對する工作が、これがため當初に於いては極めて困難なものであつたことは、今更いふまでもない。然し、當局は、既にしばしばくりかへして來たやうに、凡ゆる努力を彼等の教撫のために捧げた。以下概略的にはあるが、高砂族に對する當局の授産策がいかに行はれたか、またそれによつて如何に彼等の生

産が増大して居るかを見て行かねばならぬ。

(1) 造 林

高砂族に對する造林の指導は重要な事業である。――

タイヤル族とブヌン族のなかには、畑を休耕するに當つて榛または山黄麻を造林して地力の回復を圖ると云つた、原始的ながら一種の對策を行つたものがあつた。然し全島の蕃族の大部分は、水源の涵養策として、また有用材確保策としての造林を行ふものがなく、焼畑式によるところの耕地轉換のため、年々歳々原生林の伐截區域を擴張、表土を流失せしめ、地力を極度に消耗させて居たのであつた。また彼等は、從來に於いて貨幣収入の必要をも殆ど全く感じて居なかつたので、當局は造林の必要を彼等に力説し、有用樹木の造林に對する指導と奨勵に力を用ひたのである。

當初は捗々しくなかつたが、然し漸次、彼等の生活が向上するに至つたので、

造林の重要性が認識される端緒をつかんで行つたのである。而して耕地の地力維持、増進並びに其の利用、厚生の途は多々あつたが、山地農業は混農林式の經營でなければ、將來に於ける堅實な發達を期待し難いと云ふ見地から、當局は、單に有用材の攝取搬出のみならず、進んで耕地の保護、地力増進の上からも種々の計畫を進めて居る。

而して現在では廣葉杉、相思樹、内地林、桐、油桐、赤松等の造林計畫を進めつつある。

次に高砂族の造林について見るに、數字は古いが昭和十二年末現在の狀況は左の如くである。

| 廣葉杉 | 社數 | 面積 | 本數 |
|-----|----|--------------------|----------------------|
| 臺北州 | 三一 | 九三、四一 ^甲 | 二一九、八七三 ^本 |

| 新竹州 | 臺中州 | 臺南州 | 高雄州 | 臺東廳 | 花蓮港廳 | 計 | |
|---------|---------------------|---------|-------|-------|-----------|---------|--------|
| 七三 | 五七 | 一五 | 九〇 | 四七 | 三九 | 三、五二 | |
| 一六四、七五 | 三四、一一 | 一三、八〇 | 四、七〇 | 一 | 七、五〇 | 三一八、二七 | |
| 四〇五、七五五 | 六〇、九〇七 | 一〇、四〇〇 | 八、一七〇 | 一 | 一六、二五〇 | 七二一、三五五 | |
| △想 恩 樹 | 臺北州 | 新竹州 | 臺中州 | 臺南州 | 高雄州 | 臺東廳 | 花蓮港廳 |
| | 二〇、五五 ^甲 | 九七、九七 | 三、三〇 | 一〇、三七 | 七八三、九〇 | 八一、九〇 | 一八、八〇 |
| | 七二、四二三 ^本 | 二七一、三六七 | 五、〇四〇 | 四、七四〇 | 二、三二四、二〇五 | 一四六、五〇〇 | 一七、八〇〇 |

計 一、〇一五、九六

二、八四二、〇七五

二〇〇

▽桐

臺北州

六、六六

四、一四一

新竹州

一七五、四九

一九七、九四二

臺中州

一九、八六

一二、八四六

臺東廳

二、一〇

五五〇

花蓮港廳

〇、六一

一一五

計

二〇四、七四

二一五、五九四

▽內

臺北州

三八、八一

一〇六、三一〇

新竹州

四四、七八

一九六、九〇九

臺中州

〇、七一

二三〇

臺南州

七、〇四

五、九一〇

高雄州

一、〇〇

三五〇

臺東廳

〇、二〇

一一〇

花蓮港廳

五、〇四

三、五〇〇

計

九七、五八

三一三、三二九

▽油

臺北州

四〇、三二

五四、二八〇

新竹州

八、一〇

七、六八〇

臺中州

六、七〇

四、七〇〇

臺南州

一五、一三

六、四九三

高雄州

二、六三

三、六一〇

臺東廳

七二、七八

七六、七六三

計

〇、六一

七八〇

▽糖

臺北州

〇、九九

一、〇六一

▽梨

臺北州

〇、九九

一、〇六一

| | | |
|---------|----------|------------|
| 新 竹 州 | 六、四二 | 四、〇〇三 |
| 臺 東 廳 | 一、四七 | 六〇九 |
| 計 | 八、八八 | 五、六七三 |
| ▽ 臺 北 州 | 六四四、五三 | 一、三〇九、四二四 |
| 新 竹 州 | 一二八、七八 | 一七三、五六〇 |
| 臺 中 州 | 四、〇〇七、四〇 | 二八、三八七、三二五 |
| 計 | 五、一二五、四〇 | 三〇、九七七、七九九 |
| ▽ 臺 北 州 | 三〇、〇七 | 五四、二七一 |
| ▽ 臺 北 州 | 二、六〇 | 一、四六四 |
| ▽ 木 實 廳 | 二、五八 | 七、八一〇 |
| ▽ 山 實 廳 | | |

| | | |
|---------|--------|---------|
| 臺 北 州 | 四二二、三三 | 五四一、二八五 |
| 新 竹 州 | 二二、〇三 | 三二、五四〇 |
| 臺 中 州 | 六一、七〇 | 三一、三二〇 |
| 高 雄 州 | 六、三〇 | 八八〇 |
| 臺 東 廳 | 五五、九〇 | 五三、四〇〇 |
| 計 | 五六九、二六 | 六五九、四二五 |
| ▽ 臺 南 廳 | 一七、〇〇 | 八〇、八〇〇 |
| ▽ 子 少 | 〇、三〇 | 一〇〇 |
| ▽ 樟 州 | 五、五七 | 六、一九七 |
| 新 竹 州 | 一、二〇 | 二、九三〇 |
| 臺 南 州 | 一、三〇 | 八〇〇 |
| 高 雄 州 | 三、九九 | 七、九〇五 |

計 一一、〇六

一七、八三二

▽桂竹

臺東廳

一一三、三五

一、三八三、三五五

新竹州

八〇三、九六

一六、三五二、八五〇

臺中州

二〇二、八〇

三、五八六、六五〇

臺南州

一九、五〇

一六二、五〇〇

高雄州

二五、三六

六七、四二〇

花蓮港廳

二二二、二七

二、五〇一、二〇〇

計

一、四一六、一〇

二四、〇五三、九七五

▽麻竹

新竹州

二二、五一

四〇〇、七一

臺中州

五六、〇二

二四六、四〇〇

臺南州

六六、六〇

二一、五九五

高雄州

一八、八四

二二、九五二

花蓮港廳

二、五〇

三、五〇〇

計

一六五、四七

六九四、一五八

▽孟 象

新竹州

〇、四七

二二、三八七

臺中州

〇、五〇

三八七

臺南州

八、〇〇

三、〇〇〇

高雄州

〇、一二

八四

花蓮港廳

〇、〇一

九〇

計

九、一〇

二六、九四八

▽荆竹の造林

高雄州

五二、五〇

七六、三八五

花蓮港廳

八、八〇

七、八七〇

計

六一、三〇

八四、二五五

▽其他の竹の造林

新竹州

二、七〇

四七、〇三五

臺中州

四、三〇

一六八、六五〇

| | | |
|--------|----------|-----------|
| 高雄州 | 一〇八、七六 | 四、四一九、四〇〇 |
| 臺東廳 | 四〇、四七 | 一、〇九二、〇三〇 |
| 計 | 一五六、二三 | 五、七二七、一一五 |
| ▽楊 | | |
| 新竹州 | 二、三五 | 一、〇八〇 |
| 臺中州 | 二、〇〇 | 六〇〇 |
| 計 | 四、三五 | 一、六八〇 |
| ▽ユ-カリ樹 | | |
| 新竹州 | 一、〇〇 | 五、〇〇〇 |
| ▽油杉 | | |
| 花蓮港廳 | 二、〇〇 | 二〇〇 |
| ▽雜木 | | |
| 臺東廳 | 三、〇〇 | 九、〇〇〇 |
| ▽合計 | 一、四三五、九八 | 三、七五三、三四〇 |
| 臺北州 | | |

| | | |
|------|----------|-------------|
| 新竹州 | 一、四七四、四一 | 一八、一一五、〇六八 |
| 臺中州 | 四、四〇〇、八〇 | 三三二、五〇八、〇三五 |
| 臺南州 | 一三三、三一 | 二一三、六一五 |
| 高雄州 | 一、〇三九、九一 | 七、〇二一、一一五 |
| 臺東廳 | 二四三、一四 | 一、四〇六、六九二 |
| 花蓮港廳 | 五六九、〇九 | 三、五五九、四四五 |
| 計 | 九、二九六、六四 | 六六、五七七、四〇〇 |

以上のやうに高砂族の造林は、殆どすべての種類に互り、多くの地域に於いて行はれて居る。

(2) 農 業

(イ) 水 田

水田耕作も、彼等は古來より輪耕農法によつて居た。然し其の後一躍定地耕作へと進展させるところの革新が行はれたのである。然し水田耕作が定地耕作法に

よるべく奨励されるに至つた當初にあつては、彼等は舊慣からこれを厭ひ、容易にこれに應じなかつた。これは迷信から出たもので、即ち、彼等は祖先傳來の法で耕作を営まないと、祖靈の怒りに觸れて一家の不幸を招くであらうと考へたからである。然し、二、三人の同族が敢へて定地耕作を行つた結果をみて、其の有利であることと、別に災厄も起らぬことを悟るに至り、漸く定地耕作方法を探らんとする氣運に到達、自ら進んで水田の開墾に熱中するものが多くなり、其の面積も年々擴張を見て居る。

最近に於ける數字は入手されなかつたが、然し大正十二年より昭和十二年までの水田面積と米穀の收穫高は左の如くなつて居る。

| 年 | 水田面積 | 作付面積 | 收穫高(玄米) 作付面積甲當收量 |
|-------|------------------|------------------|---------------------|
| 大正十二年 | 五三一 ^甲 | 七四二 ^甲 | 五、〇九七 ^石 |
| 大正十三年 | 五三八 | 七九〇 | 六、二二一 |

| | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 大正十四年 | 六〇九 | 八八六 | 七、六一八 |
| 昭和元年 | 七〇六 | 一、〇三八 | 九、二六二 |
| 昭和二年 | 七八一 | 一、一二八 | 一〇、三七〇 |
| 昭和三年 | 九九一 | 一、四四二 | 一三、七一六 |
| 昭和四年 | 一、一八三 | 一、四八九 | 一四、二一一 |
| 昭和五年 | 一、三五〇 | 一、八二二 | 一七、〇三五 |
| 昭和六年 | 一、四九五 | 二、〇四五 | 一九、一八九 |
| 昭和七年 | 一、六三六 | 二、二二五 | 二一、三六七 |
| 昭和八年 | 一、七四六 | 二、四三七 | 二三、三五七 |
| 昭和九年 | 一、八五八 | 二、六五五 | 二四、七九二 |
| 昭和十年 | 二、〇七八 | 二、八五六 | 二五、三六九 |
| 昭和十一年 | 二、二一二 | 三、〇〇八 | 二七、二一九 |
| 昭和十二年 | 二、二七三 | 三、一九二 | 二九、七一一 |

注 以上の表に於いては水田面積が作付面積より少くなつて居るが、これは二期作田がある關係である。

かくの如く水田の面積は年々歳々増大し、従つて收穫もまた増加を辿つて居るのであつて、今日では稻の栽培は、各種授産中の主位に立つて居るのである。なほこのことは、彼等の進化の跡を示すものとしても注目に價するであらう。

(ロ) 甘 蔗

甘蔗の栽培は、次の二つの理由によつて、普遍的にどの土地でも奨励し得るものではない。即ち、(一)製糖工場との關係、(二)搬出の便否、がそれである。然し山岳地方が耕作に適することと、收益が比較的が多いと云ふ二つの理由を背景として、蕃地産業として近年大いに重視され出したが、加ふるに日本の砂糖問題に刺戟されて、一層甘蔗の栽培は重視され、積極的な指導奨励の對象となつたのである。

これも最近の數字を入手し得られなかつたのであるが、ともかく次の表は、以上の點を雄辯して居るものとして注目に價するものである。

| 年 代 | 作付面積 甲 | 收穫高 千斤 | 金 額 圓 |
|-------|-----------|-----------|----------|
| 大正十二年 | 八六 | 三、六八〇 | 一四、七二三 |
| 大正十三年 | 九〇 | 四、〇〇〇 | 一八、三〇〇 |
| 大正十四年 | 一一一 | 四、六九〇 | 二〇、七四三 |
| 昭和元年 | 二〇七 | 八、八一〇 | 三七、〇六七 |
| 昭和二年 | 二四六 | 一一、四一〇 | 五二、〇六〇 |
| 昭和三年 | 二五二 | 一五、四六〇 | 六三、七七〇 |
| 昭和四年 | 二三九 | 一二、二八三 | 九五、七七七 |
| 昭和五年 | 一八九 | 七、七三七 | 七〇、七五五 |
| 昭和六年 | 八八 | 八、五七四 | 七三、四八二 |
| 昭和七年 | 二三三 | 一九、〇七二 | 五七、八六〇 |
| 昭和八年 | 二六九 | 一九、三五二 | 六〇、九四三 |
| 昭和九年 | 五二七 | 三九、二四六 | 一二九、七四二 |
| 昭和十年 | 五五〇 | 四二、〇一四 | 一三八、三二七 |
| 昭和十一年 | 四四七 | 三三、九三一 | 一一二、七一五 |

即ち、甘蔗は従來年によつて市價に變動がありまた其の重要性にも相違があつた關係から、時に變化を見乍らも大體増加の傾向が看取されるのである。然し、これは前にも述べたやうに、最近では特に著しく増加して居る模様である。

(ハ) 苧麻栽培狀況

高砂族は往昔より苧麻を栽培して居た。従つて彼等は、其の栽培にも通曉して居り、また其の栽培も全島各地に亘つて居て、相當多量の收穫を見て居たのである。而して特に北部の地方が地味、氣候等の點において自然的な條件に恵まれて居たのであるが、然し北部地方では、迷信から苧麻には男子が觸れてはならぬとして居たので、専らこれが栽培は女子のみの手に委ねられた。これがため、同地方は折角自然條件に恵まれて居たにも拘らず、その割には多くを收穫されなかつたのである。

然し、近年に至つて當局の指導から、かかる陋習は打破され、今日ではかかる

考へ方を持つものは一人もないまでに至つてゐる。従つて、今日では苧麻は、彼等の農産物中の主要な交易品として市場に搬出され、さらに、蕃地に於ける重要作物として最も安全確實なものであるのみならず、支那事變以降に於いては特に軍需資源として、大いに其の地位をたかめるに至つた。これがため當局は彼等蕃族の苧麻の品種改良と、これが積極的栽培の奨励に乗り出して居る。

昭和十二年末現在に於ける高砂族の苧麻栽培狀況は左の如くである。(尤も、同年以降に於いてこそ、その積極的な栽培の成果は看取されるのであるが、十三年以降の數字を入手し得られなかつた。)

| 社 數 | 作付面積 甲 | 收穫高 斤 | 價 格 圓 | 百斤の單價 圓 |
|-------|-----------|----------|----------|------------|
| 臺 北 州 | 三三 | 四八、二三 | 三七、九一三 | 一一、五四五、九八 |
| 新 竹 州 | 七八 | 二二一、一五 | 一一七、九七六 | 二五、二〇一、九七 |
| 臺 中 州 | 五二 | 一〇一、三四 | 四六、三三五 | 一〇、二八六、三八 |
| 臺 南 州 | 一一 | 二、七九 | 五五〇 | 一五六、〇〇 |

| | | | | | |
|------|-----|--------|---------|-----------|--------|
| 高雄州 | 一六 | 一一、五七 | 五、六三〇 | 一、一二六、〇〇 | 一一〇、〇〇 |
| 臺東廳 | 五〇 | 一五、一〇 | 五、四一八 | 一、〇八三、六〇 | 二〇、〇〇 |
| 花蓮港廳 | 四一 | 二七、八四 | 二七、四四〇 | 五、四一八、五六 | 一九、七五 |
| 計 | 二八一 | 四一八、〇二 | 二四一、二六二 | 五四、八二七、四九 | 三三、七三 |

なほ同年に於ける苧麻の市場搬出高は左の如くである。

| | 數量 | 價格 |
|------|--------|-----------|
| 臺北州 | 八、〇四八斤 | 二、五〇二、六六 |
| 新竹州 | 四八、三二〇 | 一一、三七九、二五 |
| 臺中州 | 八、一七八 | 一、八一五、六五 |
| 臺南州 | | |
| 高雄州 | | |
| 臺東廳 | | |
| 花蓮港廳 | 二七 | 五、四〇 |
| 計 | 六四、五七三 | 一五、七〇二、九六 |

(二) 蓮 草

蓮草の生産地としては、臺灣のほかは福建、雲南、八重山列島が數へられるに過ぎない。而も福建、雲南、八重山のいづれも、多年の濫伐によつて近年著しく其の生産が減退してしまつて居るので、豊富な生産を誇る臺灣の蓮草は、近年大いに高く評價せられるに至つて居る。而して臺灣では、主として北部地方に多く栽培されるのである。

それでは蓮草は、何に使用されるかと云ふに、其の用途は大いに廣い。造花の材料、書畫用紙、繪葉書、色紙、短冊、名刺、栞等々のほか、人形や鬚の製造にも蓮草芯が用ひられるのである。

歐洲ではこれを加工してカフス、ホワイトシャツ、カラー等の一部にも用ひるが、北支地方ではネクタイの材料にもして居る。なほまた、蓮草紙の製造の際の副産物たる屑紙の用途もまことに廣く、貴重品の荷造用や枕、蒲團の填充用とす

るほか、これを染めて劇場、舞臺面等の芝生に用ひたり、或は化學藥品を加へて
壓搾し帽子、履物等の原料や、種々の容器小物の敷物、額縁等に用ひられて居る
のである。

然し、主要仕向地であつた米國、佛國、獨逸、伊太利、白耳義、和蘭等々には
勿論、第二次世界大戰の勃發以降輸出して居ないから、今日では一頃の如き盛況
は見出し難いが、日本内地への需要に加へて北京、天津、上海、福州、厦門、汕
頭、廣東、香港等、東亞の諸地方に大量の需要を見出さんとして居る。

而して高砂族のこれを栽培するものは頗る多い。即ち大正十二年より昭和十二
年に亙る十五箇年間の高砂族の蓮草收量及び其の金額を見ると次の如くである。

| | 收 量 | 金 額 |
|-------|---------|---------|
| 大正十二年 | 三三、六二三斤 | 一〇、〇四〇圓 |
| 大正十三年 | 三七、五一三 | 一二、六一七 |

| | | |
|-------|---------|--------|
| 大正十四年 | 四〇、七六四 | 二〇、六〇二 |
| 昭和元年 | 四五、七一二 | 二七、七六八 |
| 昭和二年 | 五〇、七〇三 | 三〇、八五九 |
| 昭和三年 | 六七、八七一 | 四〇、四五四 |
| 昭和四年 | 一〇五、一六〇 | 五九、〇一六 |
| 昭和五年 | 八四、七〇五 | 五〇、〇四六 |
| 昭和六年 | 六二、四一五 | 二九、七一八 |
| 昭和七年 | 一八、八三〇 | 九、五五三 |
| 昭和八年 | 二五、三一六 | 八、六三三 |
| 昭和九年 | 二七、五九九 | 一一、二四六 |
| 昭和十年 | 二八、三〇七 | 一一、七二七 |
| 昭和十一年 | 一九、二八五 | 一四、二六七 |
| 昭和十二年 | 一八、二八八 | 一八、三四七 |

(3) 牧 畜 業

高砂族に對して牧畜を奨励することは、比較的容易なことであつた。何故か

と云ふに、青草の豊富な蕃地は廣大であつたし、また差當つて農耕地として使用しない土地が到る處に發見し得られたからであるが、また、彼等が獸類に對し大いに關心を有するものであつたからでもある。而して、かかる結果は、彼等をして殺伐の氣風を助成する狩獵を抑制せしめることに大いに役立つたことは注目されるのである。

次に高砂族の家畜飼養数を示す。

| | 水牛 | 黄牛 | 雜牛 | 印度牛 | 山羊 | 豚 | 計 |
|-------|-------|-------|-----|-----|-------|--------|--------|
| 大正十二年 | 三、七八二 | 一、五二四 | 六四 | 二五 | 二、〇七一 | 三〇、四六三 | 三七、九二九 |
| 大正十三年 | 三、七八〇 | 一、四八一 | 五四 | 二 | 一、七五三 | 三一、四四一 | 二八、三八四 |
| 大正十四年 | 三、六九四 | 一、四七三 | 六七 | 四 | 一、二五五 | 三一、一九三 | 三八、六八六 |
| 昭和元年 | 三、七五七 | 一、六四六 | 一一二 | 七 | 二、七二一 | 三一、六五六 | 四〇、九九八 |
| 昭和二年 | 三、九七七 | 一、三六八 | 一三九 | 九 | 三、〇八二 | 三三、七〇二 | 四二、二七七 |
| 昭和三年 | 四、五四八 | 一、九〇五 | 一五五 | 一〇 | 三、〇九四 | 三三、六一一 | 四三、三三〇 |

| | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-----|-----|-------|--------|--------|
| 昭和四年 | 四、五二二 | 二、三三〇 | 一五一 | 一一 | 三、〇八一 | 三三、四六六 | 四三、五六一 |
| 昭和五年 | 四、八二九 | 二、四四七 | 一六一 | 七〇 | 二、八六八 | 三四、三五〇 | 四四、七二五 |
| 昭和六年 | 五、七〇六 | 二、九三九 | 二五一 | 三九 | 二、五〇〇 | 三四、六六六 | 四六、一〇一 |
| 昭和七年 | 五、九七四 | 二、二九五 | 三一八 | 二五 | 三、二六五 | 三二、六一九 | 四五、四八六 |
| 昭和八年 | 六、三四六 | 三、二七二 | 一五五 | 四〇 | 三、六〇一 | 三二、八七一 | 四六、三八六 |
| 昭和九年 | 六、七三三 | 三、三七三 | 二〇 | 一五二 | 三、八五七 | 三三、三一五 | 四七、四五二 |
| 昭和十年 | 七、二〇九 | 三、六九五 | 三〇五 | 三四 | 三、八九四 | 三二、九八九 | 四八、一二六 |
| 昭和十一年 | 七、六六二 | 三、六九九 | 四二一 | 六六 | 三、六二三 | 三一、八四四 | 四七、三一五 |
| 昭和十二年 | 八、二九六 | 三、七二〇 | 二九六 | 二一 | 三、二三五 | 三〇、七六九 | 四六、三四七 |

斯くの如く、彼等の蕃人生活止揚の過程に於ける狩獵物の減退を補足すべき家畜類は、先づ大體において年々増加しつつあると見てよいのである。而して、其の内譯を見るに、豚の飼育が最も多數に上り、これに次いで水牛と山羊とである。當局は之等家畜飼育の奨励に對し、積極的態度を持して來た。これがため、右の如き結果が得られたのである。

(4) 養 蠶 業

次に高砂族の繭量を示す。

| 年 | 掃立枚數 | 收繭量 石 | 金 額 圓 |
|-------|-------|----------|-----------|
| 大正十二年 | 九七三 | 一三〇 | 四、六六〇、九〇 |
| 大正十三年 | 一、八三四 | 三〇七 | 一、三二〇、七九 |
| 大正十四年 | 二、七二八 | 四七三 | 一八、五三六、六一 |
| 昭和元年 | 三、八六二 | 八四九 | 二九、五三七、六二 |
| 昭和二年 | 四、八五五 | 八八六 | 三〇、六六二、四四 |
| 昭和三年 | 四、二三八 | 九五八 | 三一、三三三、〇〇 |
| 昭和四年 | 六、〇一四 | 一三、七六〇 | 四七、二六七、〇〇 |
| 昭和五年 | 六、一九五 | 一、三六〇 | 三五、九三六、三七 |
| 昭和六年 | 二、九二一 | 五九五 | 八、七一〇、三二 |
| 昭和七年 | 二、八六九 | 二五、〇三五 | 一四、一七七、〇〇 |
| 昭和八年 | 四、四二〇 | 三六、四四八 | 三八、五一一、〇〇 |
| 昭和九年 | 六、〇九二 | 五三、五四二 | 三六、六七一、〇〇 |

| | | | |
|-------|-------|--------|-----------|
| 昭和十年 | 四、五九一 | 三六、七五五 | 三〇、三三一、九二 |
| 昭和十一年 | 四、七二八 | 五一、八八二 | 四二、一五二、四二 |
| 昭和十二年 | 五、八七八 | 五六、五二九 | 五七、四六四、一八 |

註 昭和七年以降の收繭量は疋である。

即ち彼等の繭生産量及び其の金額は、大體に於いて漸次増大、昭和十二年には掃立枚數五千八百七十八枚、收繭量五萬六千五百二十九疋、金額五萬七千四百六十四圓十八錢に上つたのである。

大體、臺灣の山地には到る處に野桑が繁茂して居るが、ことに氣候が養蠶に適當するので、これによつて彼等の情操を豊かにし、感情を和らげて殺伐の氣風を醇化する上に、大なる効果を持つた。當局が蕃人に養蠶業を奨励したのは、大正五年であつたが、當初は彼等は蠶を害蟲視して、これを飼育すると耕作物の減收を來すものとし、容易に當局の言に従はなかつたと云はれる。然し、當局の熱心

な勵説に、遂に養蠶に手を染めたのである。爾來、漸次良好の成績を収めるに至つたことは前表の示す通りである。

今日では彼等は、蠶具を購ひ、各地に桑園をつくつて、大いにこれに従事して居る有様であつて、金錢收入の手段に乏しい彼等としては好ましい副業となるに至つた。

當局は、昭和四年以降に於いて大いに斯業の積極的な奨励を行つたが、昭和六年以降の糸價の下落によつて、斯業は一時不振に陥つた。然し、近年に至つて糸價も恢復し、再び彼等の好副業となつた。然し、またまた最近に至ると、輸出市場を失つて斯業は不振に陥つたのである。

(5) 授産指導機關

高砂族に對する授産上の指導機關としては、農業講習所、産業指導所、指導農園及び苗圃等々がある。今、それ等の機關につき左の概況を記すこととする。

(イ) 農業講習所

既に述べたやうに、高砂族の農耕法は極めて原始的であり幼稚なものであつたから、生活内容を充實せしめるには、先づ第一に農耕法の改善を不可避とした。然るに、彼等の智能の不足と陋固たる因習とによつて、容易に其の効果を期待し難かつたので、眞の改善は現代の農耕法——敢て近代的農耕法とは云はない——を體得したところの指導的人物を養成するのが急務であると云ふことに着眼した當局は、教育所を卒業した十七歳以上の男子で、將來蕃社の中堅人物となるべき素質を有するものを拔擢して、これに教育を施す方法をとつた。

彼等は、物神兩面に於いて厳格な訓練を受け、卒業後は各蕃社にかへつて細胞式の活躍をなすとともに、蕃社の指導開發の先驅として活躍するに至つたのである。かくの如く、彼等の向上に大いに貢献した農業講習所は、昭和六年に花蓮港廳下のプセガンに創立されたのであるが、その結果は極めて良好であつたので、

其の後臺北州南澳、新竹州尖石、臺中州霧社、高雄州埔羗溪にそれぞれ設置されまた昭和十一年には更に臺南州ラウヤ、臺東廳ハイトワンにも開設を見た。

同講習所組織を見るに、其の收容人員は二十名、期間一年で、田、畑等の耕作園藝、飼畜、林業等を主として、實習による生産を以てすべて自給自足による經營を目標として土に親しませながら農業教育と國民的訓練を施さんとするところに特色を持つものである。而して今後益々此の種機關は増立されんとして居る。

(ロ) 指導農園及び苗圃

外に、指導農園と云ふのがあるが、これは數蕃社を以て一單位とし、進歩した農業技術を指導し、同時に適作物の發見を目的としたものである。

また、苗圃は昭和六年に臺東廳下に試験的に設立されたものを濫觴とし、正式にこれが豫算に計上されるに至つたのは昭和十一年度よりのことに屬する。而して此等の機關には警手の擔任職員を配置し、定地耕作並びに施肥、採肥を行ふ一

方、家畜の飼育を行ひ、附近の高砂族に出役參與せしめて實際訓練を行ひ、これによつて生産した種苗を彼等に配布する仕組にして此の細胞組織による蕃地農業の開発を企圖して居るが、最近では大いに其の成績が擧つて居る。

(6) 産業指導所

高砂族農林業の改善進歩のためには、また産業指導所なるものがある。同指導所は、作物、家畜、家禽等の改善や増殖に關する試作、試育並びに模範施設、種苗、種畜、種禽等の生産配布、その他農林業に關する調査、試験、指導を行ふために昭和五年、各州廳にそれぞれ設立されたものであつて、農業講習所と共に高砂族の農業改善の根幹をなすものである。

設立當初にあつては、成績もはかばかしくなかつたが、近年に至つて大いに其の面目を發揮、彼等蕃族の生産増加に貢獻して居る。

(7) 其の他の授産指導機關

臺灣總督府當局では、各地方の實狀に應じて、種々の農耕、畜産、園藝、造肥等の機關を設置し、或はまた工藝の技術を授けるため、指導の方法を講じつつある。而して其の成績は極めて良好であると云はれて居る。

昭和十一年に於ける授産機關の種類別及び箇所数は左の如くである。

| | 臺北 | 新竹 | 臺中 | 臺南 | 高雄 | 臺南 | 花蓮港 | 計 |
|--------|----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|
| 農業講習所 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 産業指導所 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 指導農園 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 苗圃 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 水田指導 | 二七 | — | 一九五 | 三八 | — | — | — | 三三二 |
| 養蠶指導 | 二二 | — | 一五 | 一七 | — | — | — | 二二五 |
| 教育實習田園 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 甘蔗指導 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 竹麻指導 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 三三 | 二二三 | 二〇 | 四 | 二五 | 三三 | 四六 | 三七三 |

| | | | | | | | | |
|---------|-----|-------|-----|----|-----|-----|---|-------|
| 蓬草指導 | — | 七八 | — | — | — | — | — | 七八 |
| 桑園指導 | 二四 | 九〇 | 一九 | 二 | 四六 | — | — | 二〇一 |
| 苧麻指導 | 三三 | 一一一 | 二七 | 五 | 一七 | — | — | 二二三 |
| 柑橘指導 | 二四 | 六七 | 九 | 二 | 五〇 | — | — | 一八九 |
| 果樹指導 | 二九 | 七〇 | 二六 | 二 | 二六 | — | — | 二〇四 |
| 堆肥及養蠶指導 | 二八 | 一、一三一 | 三五 | 五 | 五七 | — | — | 一、三三〇 |
| 造林指導 | 三〇 | 一一〇 | 一七 | — | 一七 | — | — | 二五 |
| 含其他計 | 三二六 | 二、一八七 | 三二四 | 三九 | 五八六 | 一〇一 | — | 五七四 |
| 合計 | — | — | — | — | — | — | — | 四、二二六 |

なほ其の他の内譯を見るに主なものを挙げると次の如くである。

| | | | |
|-------|----|---------|-----|
| 下統指導 | 三 | 玉蜀黍指導 | 二二三 |
| 桶類指導 | — | 里芋指導 | 三三一 |
| 蔬菜指導 | 三三 | キャッサバ指導 | 一六 |
| 牧畜指導 | 一八 | 工藝指導 | 三 |
| 木羽指導 | 二 | コーヒー指導 | 一二 |
| 落花生指導 | 三七 | 棕梠指導 | — |

| | | | |
|----------|-----|------------|-----|
| パイナップル指導 | 五四 | 堆肥兼牛舎指導 | 二二八 |
| 陸稻指導 | 一八 | 銀合歡指導 | 四 |
| 粟指導 | 三九 | 馬鈴薯指導 | 三 |
| 甘藷指導 | 一二四 | インチゴフエラー指導 | 八 |
| 綠肥指導 | 五一 | ナタルバーク指導 | 五 |
| 家兒指導 | 六 | 黄籐指導 | 一 |
| 椎茸指導 | 一五 | 除蟲菊指導 | 二 |
| 黍指導 | 一九 | 蓖麻指導 | 七 |
| 芭蕉指導 | 六六 | 製炭指導 | 五 |
| 虎皮豆指導 | 五五 | | 四八 |

(8) 高砂族所要地の保留

高砂族は從來に於いて、蕃地のすべての地域を自己の領域であるとし、外部よりの侵入や占有を許さなかつた。これがため蕃地に事業を営むためには、先づ第一に彼等の了解を得ることと、その他彼等の意に反しないと云ふことが大切であ

るとされたのである。

ところで彼等は、粗笨極まる焼畑式輪作と狩獵のための森林伐採又は焼拂ひ等から、土地の使用亂雜を極め、治水や森林計畫、保安等の上に遺憾なる事情を與へて居たのであつた。然し、近年に至ると、理蕃の効果が大きいに擧つて、高砂族の武力的な抗爭が殆ど跡を斷ち(警社事件の如き突發事件はあつたが) 逆に平地近接地方では、平地人の蕃地侵略をなすものが現はれ、また各種近代的事業の勃興から、高砂族は漸次奥地へと追ひつめられる傾向を顯著にした、ここにおいて彼等は自己の生活を維持すべき耕地が縮小せられて困惑するに至つたのである。

當局はここに於いて、一方高砂族の放縱極まる土地の亂用を禁止、國土の合理的な利用を圖るとともに、他方彼等の生活を保障する目的から、生活に必要な限度の土地を選定保留する方針を採つた。これを高砂族所要地保留と云ひ、既に、これに對する調査は完了を見てゐる。

而して、これには蕃地調査班が組織され、右の調査に當つたのであるが、その結果に基いて、彼等の所要地は一人當り三ヘクタールを限度とする方針が明かにせられて居る。

第三節 厚生

既に述べたやうに、高砂族は病氣に罹り、災厄に遇ふのはオットフの所爲であると云ふ迷信にこりかたまつて居たため、妖術者に請うて禁厭を行つたが、此の術者は、悪鬼を拂ふのみならず、また醫療の法をも司つたので、彼等蕃人の間では醫術と禁厭との間に何等の區別がなかつたのである。

高砂族の疾病には、主なものとして感冒、マラリヤ、蛔蟲、眼疾、外傷、疥癬、胃腸病等があるが、特種疾患としては甲状腺腫、ヘランベヂヤ、其他傳染病等

が擧げられる。彼等は傳染病を恐れることが甚だしい。このことは既に前にもふれたところであるが、彼等は病人とは火を俱にしないことは云ふまでもなく、病者の携帯品に手を觸れること等は家人も避けるところである。一般人は、傳染病發生の部落へ立寄ることを避け、若し止むを得ぬときは、其の家を訪問しても、患者の室内には決して入らないのであつて、其の傳染病に對する警戒は甚だしいのである。然し、醫療に對する認識が缺如して居たのに加へ、またその設備もなく、古い迷信にすがつて原始的な方法にたよつて居たため、彼等が蒙つた被害は極めて大きかつたと想像されるのである。

彼等には、元來醫藥なるものがなかつた。然し、漢人種との接觸によつて、若干の草根木皮を醫藥として使用する風習がはじまつて居る。然し、疾病に際しては其の多くのものが豚又は鶏を屠つて、病者の生命に代へる祈禱を行つて居たわけである。

撫化手段として、當局が醫療の點に着眼したのは、けだし當然のことであつた。而してこれが方法として、受持駐在所に醫藥を備へ、これを病者に與へたところ、その効果が著大であつたので、漸次公醫を配したり、或は療養所を設置するに至り、専ら衛生思想の普及及び醫療の任に當らしめつつある。

最近では、彼等は絶対に醫療機關を信じ、遠くの地方から受診治療に来るものが年々増加するに至つて、彼等の傳統的な巫醫法は次第に廢れつつある。このことは、彼等を文明に一步近付ける上に甚大な影響を持つたし、持つて居る。然しこれ等の醫療機關に配給すべき藥品やその他の材料は、最近に於ける受診患者の激増によつて、漸次不充分となつた。これがため、當局の指導によつて中には蕃社に衛生組合を組織、醫療關係品の自給自足を圖るものが、現はれて居る程である。一方では更に、蕃地の醫療機關では處理し難い罹患者で、自費を以て都市の官立醫院等に就いて治病するものも現はれて居る有様である。

高砂族の死亡率は極めて高い。即ち、昭和十二年に於ける人口千人に對する死亡は三九・三七人で、其の死亡率は普通行政區域内住民の約二倍に當るが、これは乳幼兒の死亡が著しい（死亡總數の四五%）ためである。なほ、同年に於ける出生率は四六・六九人であつた。

以上の如く、高砂族の死亡率が極度に高いと云ふことは、何と云つても彼等の一般衛生思想が幼稚であることに基因することは勿論であるが、然し、其の乳幼兒の死亡率が高い點に鑑みても、産育兒に關する知識が缺如して居ること因るところが極めて大きい點に鑑み、當局では此の方面に對して種々の方策を講じて居る。昭和七年には臺北州下で蕃婦助産の技術を授けたが、昭和九年には更に臺北州及び花蓮港廳研海支廳に於いて、これが養成を行つたところ、其の結果は良好であつたので、現在では、これに力を得た當局は、全島各地で蕃婦の助産婦を養成しつつある。

昭和十二年末に於ける全島の醫療機關數を見るに、公醫診療所は三十七、療養所は百九十三となつて居る。

次に施療患者數如何と云ふに、左の如くである。

| | |
|-------|----------------------|
| 大正十四年 | 一五七、七八一 ^人 |
| 昭和元年 | 一六五、五九六 |
| 昭和二年 | 一七三、三五〇 |
| 昭和三年 | 一八五、七一八 |
| 昭和四年 | 一八八、六八九 |
| 昭和五年 | 一八六、二〇九 |
| 昭和六年 | 二二六、二一〇 |
| 昭和七年 | 二二九、〇一三 |
| 昭和八年 | 二二〇、二四九 |
| 昭和九年 | 二二五、三二〇 |
| 昭和十年 | 二二二、八一 |

| | |
|-------|---------|
| 昭和十一年 | 二二三、九九三 |
| 昭和十二年 | 二〇九、一二八 |

第四節 交 易

高砂族の私經濟の涵養機關たる蕃地交易は、彼等の經濟生活の基礎を培ひ、これを助長するところの授産事業と相俟つて、彼等の衣食住の諸問題を解決すべきものであつて、理蕃上に於いてまことに重要な使命を有するものと云はねばならぬ。

彼等の生産した物資のうちの餘剰品は、交易機關を通じて當局自らが取引を行ふものであつて、彼等の實生活に至大な關係を有する。これがため、交易機關の利用の合理化を圖るため、彼等の生産品は可能な限り高價に買入れ、市井の價格

より安く彼等の生必需品を供給すると云つた方針がとられて居るやうである。彼等がこの交易を通じて大いに生活的に向上しつつあることは、既に述べたとほりである。

昭和十二年末に於ける島内百十箇所の交易所で行つた交易品の主なもの左の如くである。

(1) 供給品——家具、内地衣類、砂糖、農具、食鹽、石油、マッチ、酒、煙草、菓子、裝身具、鹽魚、麵類。

(2) 搬出品——落花生、米、甘蔗、蘭、蓮草、苧麻、木材、竹、下駄材、黄籐、藥草、獸皮、獸骨、愛玉子、木炭。

近年に於ける交易高を見るに左の如くである。

| | |
|-------|---------|
| 大正十四年 | 五五二、四五八 |
| 昭和元年 | 七二九、九三二 |

| | |
|-------|---------|
| 昭和二年 | 六四一、八一七 |
| 昭和三年 | 八七一、六六七 |
| 昭和四年 | 九三〇、八一三 |
| 昭和五年 | 九〇二、三六〇 |
| 昭和六年 | 六六五、六三九 |
| 昭和七年 | 六三五、四六九 |
| 昭和八年 | 四七五、一四四 |
| 昭和九年 | 六一一、九七七 |
| 昭和十年 | 七三九、七九四 |
| 昭和十一年 | 七三九、二六五 |
| 昭和十二年 | 八一七、六七七 |

最後に、當局の交易に對する指導方針にふれて置くこととするが、——當局はあくまでも蕃人教化といふ點に重點を置いて居るのであるから、殺伐の氣風を助成する狩獵より全面的な農耕への進化を達成すべく、農産品の買上げ價格を高く

し、狩獵關係品、例へば獸皮、獸骨等々は安く買取つて居るのである。

第五節 貯金・納税・移住

高砂族は、各種族ともに糧食の貯藏を行ふ風習があり、蓄財の念を持つて居たが、しかし勞役や生産品の賣却によつて得た通貨は、これを直ちに使つてしまふか、さもなければこれを死藏する風が強かつたのである。當局は此の點に目をつけ、貯金制度の有利であることを説いて來たが、近年に至つて、彼等の各種産業の發達と經濟觀念の向上から通貨死藏の弊は革まらんとして居る。

次に近年に於ける彼等の貯金高を示して置く。

| 昭和五年 | 貯金せる社數 | 同上人口 | 貯金額 |
|------|--------|------------|-----|
| 四二一 | 八、八一三 | 一六五、〇五二・二二 | |
| 五三八 | 一三、四二五 | 二二一、六九〇・三五 | |

| 昭和六年 | 昭和七年 | 昭和八年 | 昭和九年 | 昭和十年 | 昭和十一年 | 昭和十二年 |
|------------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 四二五 | 四三五 | 四二四 | 四二六 | 四三七 | 四〇九 | 四二三 |
| 五二四 | 五五一 | 五四二 | 五二二 | 五七一 | 五三〇 | 五四三 |
| 九、三三六 | 一〇、七八三 | 一三、四〇三 | 一七、二二九 | 二六、七〇七 | 一六、九一六 | 一七、九九七 |
| 一四、八八四 | 一六、三〇〇 | 一九、〇一六 | 二二、八五三 | 二七、六九〇 | 二二、一九一 | 二二、九一八 |
| 一七八、七四五・九〇 | 三〇、五八四・〇三 | 三三、四〇三 | 四四、〇七二・五〇四 | 五〇、六八四・三・四三 | 三三、三三五・七八 | 四一、三、八四四・四四 |
| 三二六、〇〇四・一八 | 二二、三〇五・五六 | 三四、六一五・七三 | 二六、四、八〇五・一一 | 二九、五、七〇九・五九 | 五〇、六、八四三・四三 | 六六、一、〇九三・二一 |
| 一九四、八五四・六三 | 二二、三〇五・五六 | 三三、四〇三 | 四四、〇七二・五〇四 | 五〇、六八四・三・四三 | 三三、三三五・七八 | 四一、三、八四四・四四 |
| 三一〇、五八四・〇三 | 二二、三〇五・五六 | 三三、四〇三 | 四四、〇七二・五〇四 | 五〇、六八四・三・四三 | 三三、三三五・七八 | 四一、三、八四四・四四 |
| 二二、三〇五・五六 | 二二、三〇五・五六 | 三三、四〇三 | 四四、〇七二・五〇四 | 五〇、六八四・三・四三 | 三三、三三五・七八 | 四一、三、八四四・四四 |
| 二二、三〇五・五六 | 二二、三〇五・五六 | 三三、四〇三 | 四四、〇七二・五〇四 | 五〇、六八四・三・四三 | 三三、三三五・七八 | 四一、三、八四四・四四 |
| 二二、三〇五・五六 | 二二、三〇五・五六 | 三三、四〇三 | 四四、〇七二・五〇四 | 五〇、六八四・三・四三 | 三三、三三五・七八 | 四一、三、八四四・四四 |
| 二二、三〇五・五六 | 二二、三〇五・五六 | 三三、四〇三 | 四四、〇七二・五〇四 | 五〇、六八四・三・四三 | 三三、三三五・七八 | 四一、三、八四四・四四 |

註 右側の數字は理番所管高砂族の再掲である。

なほ、東部海岸地方に居住する平地蕃（五萬餘人）は、他種族に比較して進化の度が大いに著しい。これがためすべて彼等は普通行政諸規則の全部を適用されて居るのである。然し、此の平地蕃を除くと、他の六種族は官有林野を開拓耕作して居るものの、未だ過渡期的な存在であつて、普通行政を以て臨むことは不可能である。然し、彼等のうち比較的理解ある者に對しては、漸次に居所及び耕作地等々、法律上の所有權を認め、一般民衆と同じく租税公課の對象となりつつある。

次に移住について見ることにする。――

蕃社の大討伐は、一先づ大正三年を以て終焉した。尤も霧社事件等の突發事件は見られたが、とにかく大正三年を以て一段落を告げ、あとは撫育の對象として残されたのである。而して當局は、蕃地が山間の僻遠地帯であるため教撫が意の如くならぬことを痛感、これを警備線の附近に集約せしめる方針をとり、大正六

年頃から小規模ながら此の試みを実施したところ、教撫に對する成績は目立つて擧つたのである。

これがため其の後、大いに移住による理蕃策を實行、今日では百三十二箇所、二萬九千八百名を移住せしめることに成功して居る。然し此の計畫は、あくまでも蕃地に於いて、蕃社を集約することを原則としたものであつて、平地へ彼等の移住地を選択すると云ふことは例外的である。

而して移住は、居所を一定し土地の分配を公平にして新たな生活關係に入らしめる結果、當然蕃社の大革命となり、彼等は移住後三、四年を経過すれば、早くも舊態を止めないまでに生活を刷新するに至つて居ると云はれる。

第六節 聖戰下の高砂族

昭和十二年七月の支那事變勃發以來、新聞、雜誌、其の他各種刊行物により、またラヂオ・ニュースやニュース映畫等々から、高砂族は大いに時局認識を深め國民的自覺を昂揚するに至り、奉行に對する自覺を新たにした。彼等青年中には血書を以て從軍を志願するものや、進んで防空監視の任に服するものが相次いで現れて居る。彼等の中で軍夫として支那戦線に闘つたものもあるのである。

而して、これが大東亞戦争に至ると一層目立つた。比島バタアンの戦争では、彼等血書の從軍志願者が軍夫として同胞と共に闘つたことは既に世間周知の事柄である。彼等は、その最も特意とする山岳徒懸と、對熱性にものを云はせて、大砲を擔ひ、車輛をかついで戦闘部隊を助けたのである。

昭和十三年十月末現在に於ける、高砂族の軍夫並びに看護婦志願者數左の如くである。

| 地方 | 軍夫志願者數 | 看護婦志願者數 | 計 |
|------|--------|---------|-----|
| 臺北州 | 二二 | 八 | 三〇 |
| 新竹州 | 六六五 | 一 | 六六五 |
| 臺中州 | 二 | 一 | 三 |
| 臺南州 | 六 | 一 | 七 |
| 高雄州 | 七 | 一 | 八 |
| 臺東廳 | 一 | 一 | 二 |
| 花蓮港廳 | 九 | 一 | 一〇 |
| 計 | 七二一 | 八 | 七二九 |

(大東亞戦争勃發後は此の數字が急激に増加して居ると傳へられるが、しかし未だ發表されるには至つて居ない。)

次に高砂族の獻金について見る。(やはり昭和十三年十月末までのものである)

| 地方 | 國防獻金 | 慰問金 | 恤兵金 | 計 |
|-----|----------|--------|--------|----------|
| 臺北州 | 一、八三三・一六 | 九九〇・七八 | 四九〇・〇〇 | 二、八七二・九四 |

| | | | | |
|------|----------|----------|----------|-----------|
| 新竹州 | 一、八八六・四二 | 六八七・一〇 | 五五・二一 | 二、六二八・七三 |
| 臺中州 | 九五六・三一 | 三一四・三九 | — | 一、二七〇・七〇 |
| 臺南州 | 二七六・三六 | 一二・三〇 | — | 二八八・六六 |
| 高雄州 | 一、二四〇・七一 | 一九〇・五九 | 一七・二〇 | 一、四四八・五〇 |
| 臺東廳 | 二八八・四二 | 二五四・八四 | 一六九・八八 | 七一三・一四 |
| 花蓮港廳 | 六六・六四 | 四〇六・二二 | 二、一四二・三三 | 一、六一七・一九 |
| 計 | 六、五四八・〇二 | 二、八五八・二二 | 二、四三三・六二 | 一一、八三九・八六 |

(以上いづれも数字は晩近のものを含んで居ないが、それは最近の全般的な統計が手許になかったといふ
 餘儀なき事情からのことである。全般に互る最近の統計を得ることが出来れば、改訂版を出したいと思つ
 てゐる。

第三篇 蕃社報告

第一章 霧社蕃土俗記

(一)

昭和七年十一月二十七日に突發した霧社事件によつて、一躍有名となつた霧社蕃と稱せられるものは、所謂霧社を中心とし、東は濁水溪上流の奇萊支流及び能高支流流域の高地より、西は眉溪附近にかけて社をなすものを總稱するのであつて、全體で一の掟（ガザ又はガヤ）をもつところの十二社（トウガン、シーバウ、バーラン、ロドドラ、ホーゴ、スーク、タカナン、カツツク、タロワン、マヘボ、ボアルン、マボアン）を指すのであるが、云ふまでもなくこれらはタイヤル族に屬してゐる。

然らば右に挙げた霧社蕃十二社の地理的分布はいかがであらうか。これを先づ西部より示すと、次の如くである。

(1) トウガン社

眉溪 (埔里より眉溪に通ずる臺車線がある) と東眼支流との合流點の西北方に當る高地、高眼支流の右岸に社を營んで居る。

(2) シーバウ社

東眼支流とトウガン社をへだてて、眉溪の右岸丘上に社を營んで居る。

(3) バーラン社

霧社の臺地 (眉溪の臺東發着所よりシーバウ社の下を眉溪の上流ハブン溪に沿うて一里半登ると霧社に到る。しかし嚴密に云へば、もとより霧社なる蕃社はないのであつて、それは一の地名に過ぎぬ。) より南に續き、北より南に向つて傾斜をなしてバーランの丘があるが、この丘の北面の丘腹に社を營んで居るが、その社は四部落に分れて居るのであつて、霧社

蕃中でもつとも大なる社として、霧社蕃を代表するものである。

(4) ロードフ社

霧社の臺地より、バーランの丘に相對して、北方に延びひろがつて居る丘の上に二部落と、その丘の東部下方に一部落 (これは極めて小さい) をなして居るのが此の社である。

(5) ホーゴ社

右記丘陵の麓を南より東北方に道をとリ、霧社より大約半里のところは一部落をなして居るほか、またこれより二十町近くの先に一小部落をなして居る。

(6) スーク社

なほ右の地點より更に大約二十町先方に一部落 (シーバウ部落) と、この道路が奇萊支線のスーク鐵線橋にかからんとする地點の左方山上に一部落 (ポコアン部落)

と、この鐵線橋を渡り、左方に道をとつて急坂を約十數町進むと葦萊支流の左岸に出るが、この附近に一部落（カレラオ部落）があり、この三部落がスーク社と稱されて居る。

(7) ポアルン社

前記カレラオ部落の北方無名の小溪を隔てたところに社を營んで居る。

(8) タポアン社

前記ポアルン社より、道を南方にとつて引返へした附近の地點に社を營んでゐる。

(9) タカナン社

濁水溪畔の低地をへだて、バーランの丘と相對して溪の東岸山腹に社を營んでゐる。

(10) タロワン社

右附近の濁水溪南左岸の地に社を營んでゐる。

(11) マヘボ社

タロワン社を通過して平地の上方に續いてゐる臺地を廻り、葦萊支流と能高支流が合流する上方を通り、能高支流河畔に出で、この先方の崖を登つて行くと、そこに二部落に分れて居るのが此の社である。

(12) タポアン社

右斷崖の反對側を降り、能高支流の鐵線橋を渡つて約二十町ほど進むと能高道路に出るが、この道路の附近に社を營んで居るのがタポアン社である。

なほ、小泉鐵氏の調査によると、右の十二社中タポアン、ポアルンの二社をのぞく他の十社は、もとは現在のタロワン社の上部の臺地に全部のものが居住して居たとのことである。然し、今日より三、四世代前頃より漸次移動するに至り、現在では僅々十戸未満のタロワン社を残してそれぞれ分離してしまつた。もとも

とこれらの十社は、同族のものである。なほ、タロワンとは舊跡地なる意味を持つて居り、長年月に亙つてここに社をなして居るため、この名を生じたものであると云はれて居る。また同氏の説によると、ポアルン、タポアンの二社はもともとタウツア蕃の一部であつたが、明治四十二、三年ごろにタウツアの本據より移住して此の地方に來り、霧社蕃のガザに加はつてその仲間となつたものである。それ故にこの二社は嚴密に云へば純粹の霧社蕃ではないと云へる。

以上が即ち霧社蕃と稱されるところのものであつて、くりかへすまでもなく全體が一のガザ、即ち「ケンガルガサ」をなすわけである。然し、各々の社はそれぞれ獨立の社を營む。社はアランと呼ばれて居るが、このアランが更に幾つかの部落に別れる場合には、その各部落をもまたアランと云ひ、この二つのアランに言葉の上に何等の區別がない。なほ、霧社蕃全體をもアランと云はれる。アランは「隣り」といふ意味をもつてゐるが、集合せる諸々の群をもそれぞれアラン

と稱する。各々獨立した一社には頭目（土目）がをり、社中を率ゐて居るが、この頭目のことを彼等はプシユラン或はルーダンと呼んで居る。

ルーダンは普通獨裁者である。然し獨裁者と云つても、その個々のルーダンの力量や聲望によつて自らそこに獨裁權の強弱が見られる。もとより支配地域の一切の權限を一人のルーダンがにぎつて居る場合もあり得るし、また限られた小地域を漸く支配して居ると云ふ程度の權限をもつて居るに過ぎないものもあるのであつて、此のルーダンの權限は確定的のものでは決してない。ただ注意すべきことは、アミ族の間には役員制度とか、或は蕃社會議と云つたものがあり、これが社における共同生活を規定して居るに反し、タイヤル族にはこの制度がないことである。

プシユラン（ルーダン）の下にまたプシユランがある。即ち社内の各部落及び各組の長とも云ふべきものであつて、現在では勢力者と呼ばれて各部落若くは配下

を支配して居るのであるが、土目であるプシユランは、事全社内のことに関して、これらのプシユランと協議することはあるが、すべて土目の獨裁によつて事が決せられるのが普通である。なほ土目及び勢力者(彼等もまた自己の部落において獨裁權をもつて居る)を名稱上區別する場合には、前者をプシユランバーライ(又はプシユランパール)と云ひ、後者をジシユランチツコと云ふ。(註)

註 パール大の意

バーライ本當の意

チツコ小の意

プシユラン土目又は頭目の意、(既述)

然らば土目及び勢力者は、一體いかにして其の地位を得るのであらうか。勿論合議制によつて選ばれるのではない。また世襲でもないのであつて、それは一にかかつて自己の實力によるのである。即ち實力によつて勢望を荷負ふところのものが、自然に部落で頭を擡げるのであつて、彼等有實力者は次第に部下をつくる

のであるが、これにこそよからず思つて居るものがあつても、實力によつて及ばぬものは、遂には其の實力者の支配を餘儀なくされて行くのである。然らば、かくして出来上つたプシユランが死亡するか、勢力を失ふに至る場合にはどうであるかといふに、これに代るべき實力者が存在すれば覇權はそのものにうつる。然し、未だかくの如きものが存在しない場合には、他の部落の勢力者の傘下に編入されることがあるのであつて、カツツク社にはこの後者の風が主として行はれてゐる。

然し部落によつては、プシユランの生前において、すでに二名以上の勢力者が存在する場合がある。各部落及び各組には、それぞれ固有の名稱がある場合は極めて少く、すべてそれらは勢力者誰々のアランといふ風の名稱を以て呼ばれて居るのであるが、二人以上の勢力者ある場合には、年長の勢力者の名前をとるのが普通である。而してその年長の勢力者の死後は他の勢力者がその地位を繼承して

行くのである。それでは、二人以上の勢力者が存在する場合において、彼等相互間に勢力上の闘争はないのであらうかと、筆者は調査してみたが、そのやうな例は見當らなかつた。あるにはあつたかも知れない。このことは常識をもつても充分に想像されるところであるが、然しかかる事件について聞き出し得なかつた。また小泉鐵氏も、かかる事實については報告されて居ない。

霧社蕃の一部では、然しブシユランが世襲制をとつて居るものがある。尤もそれは最近二、三代以前に新たに部落をつくり、その後現在に至るまで父子相傳へてブシユランであつたといふだけのことで、これを直ちに制度的のものと看做し得るかどうかといふことは疑問とされざるをえないであらう。而してかかる例を吾々はホーゴ社の中に見ることが出来る。然し、かりにブシユランの子が平凡な人物である場合には、やはりその男は父のあとを繼いでブシユランたるを得ないのであるから、世襲制が制度的な絶對力をもたぬものであると見ることは果

して誤りかどうか。さりながら、とにかくこの社中においては、ブシユランの子は次代のブシユランたるべく優先的な地位に立たせられてゐるわけであつて、實際上はブシユランの子でブシユランたり得なかつたといふ例は僅小であると云はれて居る。

次には、彼等間における土目及び勢力者の資格が如何なるものなのであるかといふことを見ておかねばならない。大體、出草が行はれた時代には馘首が大條件であつた筈である。然し近年に至つて彼等の間にはすでに出草の弊風を失つて居るのである。現在では剛膽で智力優れ、判断力にまさつたもので且つ嘘言を吐かぬものでなければならぬと云はれて居る。このことは小泉氏も云つて居られるが、筆者もまた現地に行つて直接に蕃人より確かめたのであつた。勿論、土目は所謂政治的才能を有し、よく社中を率ゐて行く力量を持つものでなければならぬ。なほ霧社蕃の間では、普通土目の権限は絶對的で極度に大きく、人間に對す

る信頼を基礎として此の獨裁者のもとに集團をなして居るのであつて、(勿論例外もあるが)頭目が職分に從つて制度的に權限を行使するのを普通として居るアミ族とは正に對蹠的な性格の上に立つて居る。

然し、社中の秩序は土目の人間に對する信頼のみによつて保たれるものではない。やはりそこには集團全體の意志といふものが存在しなければならぬ。かつての出草がさうであつたやうに、長い年代の間に、不斷に訓練されて來たところの集團の意識は、自ら傳統的に一體となつて事に處するに當つて、一つの線に統一されるのが普通であつて、土目はただ社中のこの意思乃至意識をかたちの上において統制するところの役割をもつに過ぎないのが普通である。而して、社中における秩序も、やはり社中の掟(ガザ)によつて不斷に保持されて來た。制裁もまたこのガザによつて行はれるのである。

(11)

ガザは掟のことである。これは彼等の蕃族の間に行はれるところの慣習法であると看做すことが出来るであらう。然し、その掟を共通とするものの集團自體をも、またこれをガザと云つて居るのであるから、ガザは慣習制度を指すと同時にまたその慣習制度を共通とするところの共同生活體をも意味するものと云はねばなるまい。而して(一)において述べた十二社は、相互に慣習制度をともしするところのシヨツボガザであり、ケンガルガザを構成することは勿論である。^(註)

註 シヨツボ||同じの意。

シヨツボガザ||相互に慣習制度を一にし、同様に行ふといふ意味である。然し、ガザを異にするものがガザに加入する場合にも同様にシヨツボガザと云つて居る。
ケンガルガザ||同一のガザの意。

而して以上のシヨツボガザをなすところの一團を霧社蕃と稱するのであるが、

然し、この霧社蕃といふ名稱は、彼等自身の稱呼ではなく、彼等はアランセーダツカであるとも、また自社名以外はなかつたものであるとの説が行はれて居るのみで、一向明かでない。小泉氏はこの點に關して次のやうに云つて居られる。筆者は、現地においてこの點を明かになし得られなかつたので、同氏の報告を次に掲げておく。「全體を何といふかなどは解つて居らず、聞かれれば唯自分の社名を言ひ、霧社蕃のものだと答へるやうなことはしないといふ。(中略)言分は全く事實であつて、トロツク蕃やタウツア蕃やの人達は「君は何處か」と聞くと、必ず「アラン・トロツク」、「アラン・タウツア」と夫々答へて自分の社名をいはないけれども、霧社蕃の人達は皆「アラン・ホーゴ」とか「アラン・アヘボ」とか自分の社名を答へるのが常である。」(『臺灣土俗誌』一九七—一九八頁)

今日、ガザは一の祭司團のやうに看做されてゐるが、然しガザを以て單なる祭司團であるとするのは誤りであるやうに考へる。云ふまでもなく祭事を共同に

することは事實であるが、それは要するにガザを同じくするから祭事を共同にすると思ふべきであつて、祭事が共同であるからガザであるのではないと云はねばならない。

各社は、それぞれ部落の所在地をもつてゐるが、土地、森林、原野、獵物、牧場等々はすべてサツバツと稱せられて共有となつてをるのであつて、すべてはガザに屬する。ただ畑のみは例外であつて、それは開墾者の私有に歸してゐるほかは、すべて誰の所有でもないとせられる。而してそれらのすべてには、他の蕃社との限界があり、これが侵犯に對する抗議は共同の動作によつてなされたのであつて、時には血をみたことがあつた。なほガザの一人が他蕃のものに殺害せられた場合にも、それは全員の敵對行動となつて現はれて居る。ガザのすべての成員は、ガザに對し共同の連帶をもつて居るのである。

次に、若干土地に對する概念を見ておくことが必要であらう。パーラン社の蕃

人たちは、土地はルーダン・シムガツツに所屬すると云ふ。^(註)而してルーダン・シムガツツはバーラン社の一部落であるテンタナに居ると云ふが、然し他の社の蕃人たちにはかかる觀念は全然ないやうである。而して元來土地はサツバツであり、それが分配せられて私有となつたと云はれて居る。

^註 ルーダン・シムガツツは即ち粟の播種祭の祭主であつて、シムガツツがもつとも大切な祭である。

而して土地は當初は平等に分配せられたものであつたが、その後相互間における交換や賣買によつて、現在では不平均となつたのであると彼等は考へて居るのである。然らば、この土地の交換、賣買は具體的に云つて如何にして行はれるのであるかと云ふに、單純な相互間の意思による交換、賣買は説明の必要がないが次の如き場合はたしかに特異のものでなければならぬ。——婚姻の結納として男家より女家に土地が贈られることがあるが、またガザを犯したため制裁をうけ、

その贖罪として豚の提供を命ぜられた場合、土地がこの豚と交換されるか、或は賣却されたりすることである。

併し乍ら、現在でも開墾が不可能である土地であれば必要に應じて開拓することが許されるといふ事實は、昔の人口稀薄、土地に餘裕をもつた時代においては自らの勢力により得られるだけの土地は相互に使用してゐたので、現に耕して居る土地だけが、その耕作の期間中自己のものに屬したといふのが事實であるとして居る。以上のことは、殆んど今日開墾可能の土地を開墾しつくしてしまつた霧社蕃のみについて判断することは妥當ではないかもしれない。しかし土地が比較的豊富であつて、人口の割合に少い眉原蕃に就いて見るに、彼等は土地に對して永久に私有するといふ觀念を近年まで有つて居なかつたのである。彼等はどこであらうとも、自己の欲するところを開墾し、耕作し、土地が古くなつて作物がよく出來なくなると棄てて顧みず、もしもその後を他人が耕作するとも異議を申

し立てはしなかつた。これをみると、ある領域内の土地は、だれの所有といふことなく、すべてがガザに屬してゐて、必要に應じて各人がそれを耕作して居たものであるといふことを想像するに難くない。而して土地所有の觀念は、限られた土地が各家の耕作を充分満し難くなつてのち、はじめて起つたものであるといふことが明かにせられるのである。かかる例は、アミ族の間などにおいても明かに看取しうるのである。しかしそれが行政區域に編入せられ、土地法が施行せられて他人の耕作して居ない土地を自由に耕作しうるといふことは否定された。この土地法が施行せられた當時において、開墾してゐた土地だけが彼等の私有地として登記せられ、ここにはじめて土地私有の觀念の確立をみたのである。吾々は蕃社において、かくの如く、土地所有の原始的な形態を見ることが出來た。なほこの點は小泉鐘氏が「臺灣土俗誌」において、明確に指摘して居られる。

なほ、ガザにはマラハンガガアなるものがある。これは、ガガアの長であつて

同時に祭主であるとせられる。^(註) 霧社蕃には祭祀が三種あるが、そのおのおの一人づつの祭主がある。

註 マラハン「世話する」との意味であるが、これはまた持主ある意味にも解せられてゐる。然し霧社蕃には、左様な内容が言葉の上において含まれて居る名稱のものはなく、代りに祭事の司祭者であることを、それ自體に示して居るものがある。

而して、それらの祭はシムガツツのほかにもホマツチヨ及びメホバツサオがあり、^(註)それらはおのおのにルーダン・シムガツツ、ルーダン・メホマツチヨ、ルーダン・メホバツサオと呼ばれるところのものがあるが、これらは即ち祭の長なのである。然しそれがガザの長であるかどうかといふことは全く明かにされるに至つて居ない。

註 シムガツツ 粟の播種祭

メホマツチヨ 粟の收穫祭

メホバツサオ 黍の收穫祭

右に述べた三種のルーダン、マラハンガガアが世襲であるやうに、やはり世襲である。而してこの三種の祭の中で粟の播種祭、即ちシムガツツがもつとも重視せられる。その祭の祭主が特に優位な地位を占めて居たのは實に當然なのであつて、それは粟が如何に彼等に重要視されたかといふことから出て居るものと見られるのである。而してルーダン・シムカツツがガザの長であり、且つ集團における代表者であつたのである。

然しタイヤル族の社會組織をみると、ガガアと社との關係は、かならずしも一樣なものではない。一ガガアが一社をなして居る場合もあれば、數ガガアが一社をなして居る場合もあり、また一ガガアが二社或はそれ以上の社を包容する場合もある。この第一の例は溪頭蕃、第二の例はマレッツバ蕃、第三の例は白狗蕃をそれぞれ舉げることが出来るのである。然し、數ガガアが集まつて一社をなす場合においては、それらのおのおのガガアは、それぞれにそのままマラハンガガア

の名をとつて、誰のガガアといふ風に呼ばれ、明かにマラハンガガアはガガアの持主であり、また代表者であるといふことが表示されて居る。然し一社が一のガガアより成る場合には、固有の社名を用ひる。而して數社で一のガガアをなす場合には、各社はそれぞれに固有の社名をもつて呼ばれ、そのガガアをなす集團もまた固有の集團名をもつてカラン・マレッツバ或はカラン・ハツクルと呼ばれて、ガガアの名においては呼ばれない。實際上における権力にしても、前者においては強大であるが、後者においては其の逆なのである。

以上によつて全く明かなやうに、前者は即ち原型に近いものであり、後者はその變形であるといふ結論が容易に生れてくるのである。以前においては、とにかくガガアはガガアとして獨立したものであつて、それはマラハンガガアの名のもとに支配されて居たのであるが、土地の狹隘と人口の増殖との結果、移住がはじまり、分裂が生ずるに至り、これに従つて一のガガアは數社に分裂したか、それと

もそのガガアから分離して新たなガガアが形成されるに至つたといふことは、今や極めて明かなのである。またかかる例は、到るところにおいて發見されるのである。

とにかく霧社蕃においても、彼等の傳へるやうに、現在のダポアン社及びポアルン社以外の十社は、もとはと云へば今日のタロワン社の上方附近に一社をなして居たのである。然るに、前述の事情によつて移動が起つて、現在のやうに十社に分離するに至つたものである。従つて現在ではルーダン・シムガツツの地位は、それほど重大視されては居ないのであつて、そのガガアの長であるといふところの事實を既に失つてしまつて居る。然し元來はガザの長であり、その代表者であつたと看做すことは出来るやうに考へる。しかも、これらの集團が、慣習制度を相ともにして居ると同時に、また祭事をも共同にして居るといふことは、それがマジコ・レジアスな力によつて統べられたところの原始共產體であつたこと

が明かであつてみると、その祭事の司祭者は即ちその集團の首長であつたといふ結論が出てくる。勿論それらの勢力なるものが、多分に政治的な色彩をもつてくることは、すべての歴史の進化の過程において、吾々が發見し得るところであるが、かくして一の宗教的な團體が幾つかの政治的な集團に分裂し、各集團が政治的に獨立するとともに、宗教的司宰者の手から權力が喪失されて行くといふことも、また歴史のつねに證明するところである。而してそれは、今日においてこそ政治的な集團となつては居るけれども、元來はそれが血族共產制の團體であつたことも同時に明かなのである。吾々は、彼等の蕃社から明瞭に以上の事實を看取することが出来るわけである。

(III)

部落移動の状況がいかがであつたかを、ここで若干見ておかねばならぬ。大體

彼等の部落の移動は、かならずしも血族のみとは限られなかつたのであるし、また同時にそれは血族関係者のすべてが擧つて移動を行つたとも限られなかつた。土地の狹隘、人口の増殖といふ自然發生的な原因から、必然的に土地よりはみ出されたものが、他の住むに適當した地を求めて移動したものであつたことは云ふまでもない。然し普通は、移動に當つては血族者たちが相率ゐて一團をなして移住してゐる。而してその血縁関係者以外のものは、何等かの事情から行をともしたといふのが真相のやうである。即ち姻戚であるとか、友人であるとかと云つた事實からのみ加はる場合が普通なのであつて、かかる因縁深からざるもので、この移動と行をともしるといふ場合は例外的な事實とされて居り、總督府の調査においても、また小泉氏の調査においても、かくの如き場合は殆ど發見されなまいといふことを明かにして居る。

而して小泉氏は次の如く述べてをられる。「古き時代に於ても或る血族とそれに関係ある幾つかの血族の集團に於て移動が行はれたといふことは、想像するに難くないのである。」「かかる移動の場合には血族同志が相率ゐて一團をなし、その血縁につながらざるものは何等かの事情、例へば姻戚若くは友人の關係に於て加はるのみであつて、極めて因縁の淺き者は彼等と行動を共にする事のないといふ事實は、部落といふものが今日における新しき社であつてさへ然るのを見れば云々」(『臺灣土俗誌』二〇六頁)

なほこの問題を追求することは、極めて意義深いことであるが、この點に關しては小泉鐵氏の「臺灣土俗誌」がその詳細を傳へて居るので、この方を参照されたいと思ふ。筆者も、以上の報告をするに當つて、現地より得た資料やメモを、同書を参照することによつて整理したのである。

第二章 傳記と追記

一、「自ら割れたところ」

太古において（勿論年代は明かでない）、ハブンブーロックといふところに一個の大石があつたが、一日その周圍に多くの小島が集まつてこの石を動かさうとして居た。ところがそれはもとより不可能なことであつた。ところがたまたまそこへ飛來した鳥（シツシリと呼ばれる鳥）が、見事にこの石を動かした。石は轉々遙か斷崖の下へと落ちて行つたのであるが、そのときに此の石が割れ、中から一人の男と一人の女とが現はれた。この二人はすすくと成長して互ひに夫婦となつたのであるが、この二人の子孫が即ちタイヤル族であると傳へられてゐる。而して、こ

の石が割れた斷崖の下の地をピンスブツカンと云つて居るが、それは自ら割れたところの意味であると云はれて居る。

然し、普通にタイヤル族と云はれる種族の中には、セーデツカ族と純タイヤル族とがあり、後者にこの傳説があるが、前者にはかかる傳説がない。（勿論後者にも多くの傳説はあるが、右と同じ發祥傳説は傳へられて居ないのである。）

とにかく、民族の發祥に關する傳説にはたあいなく面白いのが多いが、彼等純タイヤル族のそれも敢てその範疇以外のものではなく、何か淡々たる物語のやうな興味をそそらせるものがあるではないか。

二、入墨異聞

タイヤル族中には、比較的に入墨を施してゐるものが多いが、それ故に鯨面蕃の別名すら持つて居る。ところでこの入墨に關しては次のやうな傳説がある。

前述のピンスブツカンで生れた二人は、日なほ暗い大樹の繁茂した森林のなかの洞に住んだ。彼等は云ふまでもなく鳥獸以外には友といふものがなかつたのである。かくの如き環境においても、やはり青春時代を迎へた二人はたがひに戀情の動くのをどうすることも出来なかつたのである。然し、肉親たるの故をもつて此の二人は交情を遂げることをおそれ、惱々のうちに日を送つて居たが、女は一策を案ずるに至つた。そして或る日、女は男に向つて云つたのである。

ここより背後の山を越え、河を渡つて行くと池があります。そこには大きな樟樹が生えて居ますが、その樟樹の下には洞穴があつて、そこに一人の若い女があなたに来るのをまつて居ます。此の次の満月の夜に、そこへ行つて其の娘をお嫁にしなければいけません。私は別に夫を探すためによその土地へ行きませう。

満月の夜が來た。男は女に教へられたとほり、その場所へ行つたのである。とそこには一人の若い女が居た。二人が夫婦のちぎりをかはしたことは云ふまでも

ない。ところが、その女こそは、男の骨肉の女であつた。彼女は別に夫を探しに行くと稱してその夜、男よりも一足先に家を出て例の場所へ行き、煤で顔を塗つて變装して、男の來るのを待つて居たわけであつた。骨肉のものとは知る由もない男は、洞の中の闇にまぎれてその女と夫婦となつてしまつたのであつた。

かくて、その後は彼等は顔面を煤で塗ることを習慣としたと云はれるが、遂にこの煤のかはりに入墨が施されるに至つたと傳へられ、その入墨の形式はその後時代とともにいろいろに變化して行つたのである。近年に至ると男は額と顎とに、女は額と頬に、それぞれ入墨を施すに至つたが、その額のそれは、男女ともに先づ自分がタイヤル族なることを示すところの一種の種族的表號であつて、すでにそれは幼時において刺墨された。然し一方、男の顎のそれは、彼が成人たるの資格を表はすところの象標である。普通、骸首によつてはじめてこの入墨をほどこすことが許されることとなつて居たのである。ところが、女の頬の入墨は彼

女がすでに一人前の處女となつたことを語る表象で（これらの點に關しては既に述べたところである。）彼女の通經後に刺墨されるのである。然しこの入墨は、未だ彼女が異性を知らぬうちに施されたのである。施術の前に男との交情を結ぶなどといふことは絶対にゆるされないところであつて、云ふまでもなく、刺墨のすまないうちに婚姻も認められない。然し、前にも述べたやうに、この女の入墨は彼女が既に立派な一人前の女としての資格、即ち機織に熟達したときに施されるとも云へるのである。といふのは、彼女たちはその嫁入の資格として、どうしても機織の技に熟達しておかねばならなかつたのである。然し、この機織に對する技術が一人前となる頃には、丁度彼女たちは肉體的にも一人前の處女となつたのである。

それでは、女の刺墨前に男との私通が行はれなかつたかと云ふと、かかる例は間々ある。ただかくの如き場合には、施術に際して臆をもつとして非常におそれ

られて居た。

入墨はまづ種族的表號として、種族の血の純血を保持し（タイヤル族との通婚を極度に嫌ふ）、女の入墨は處女の貞操を確守し、男のそれは若者の勇武を鼓舞することによつて種族生存の役目を全うして居たわけである。然し此の入墨は、云ふまでもなく裝飾の意味をもまた同時にもつものである。而してその起源發生については、マジコレリジアス(註)的意味をもつものであることも、またもとよりである。

この入墨の施術には専門家がある。然しまた、たまには素人もこれを行ふが、このやうな例は極めて稀である。但し、入墨の施術については既に述べたので、くりかへすことは避けて置く。——もつとも、この入墨の施術についてはいろいろの話があり、それ自身充分に興味ある獨立の話たり得るものであるが、小泉鐵氏の詳細な「蕃郷風物記」があるので、それによつて知られんことを乞うておく

こととして、先を急がねばならぬ。

註 呪術宗教。

三、信仰追記

高砂族の信仰については、既に述べておいたので、ここでくりかへすことはいかがかと思はないではなかつたのであるが、やはり、一應追記のかたちで述べて置くこととした。

彼等高砂族が、人間にはオットフが宿つて居るものと考へ、これを信仰して居ることについては既に述べたところであるが、またこのオットフがピラク・オットフ即ち善神と、ヤツカイ・オットフ即ち悪神とに分れるものであることも記したのであるが、——大體、死することによつて人間の肉體を離れたオットフは、アトハンに赴く。このアトハンは即ち彼等の天國（淨土）なのである。それはシ

(註) ロンの彼方にあり、そこには虹の橋がかかつて居る。オットフはこの虹の橋を渡つてアトハンに赴くわけであるが、男なればその生前において敵首の経験なきもの、女子なれば機織をよくしなかつたものはアトハンに入ることは出来ない。而してこのアトハン入りを拒まれたオットフが人間界にさまよひ出てヤツカイ・オットフとなることについては既に述べたとほりである。

ピラク・オットフは時々アトハンを抜け出でて人間界に現はれ、その遺族や社中のものに幸福をもたらすが、ヤツカイ・オットフは自分の死んだ家や自分の部落中にとどまつて、或は人を襲ひ、或は野原や山中をさまよひ歩き、往來にたちよさがつて人間をおどろかしたり、またいろいろの禍を加へたりする。人もしヤツカイ・オットフを見たり、或は出會つたりすれば、必ず病氣にとりつかれると云はれて居る。

註 (1) シロン—海又は池の意。

(2) ハマゴイ橋、オットフは即ち虹のハマゴイを渡つてアトハンに行くわけである。

アトハンに赴くことの出来ないものについては右に述べたが、なほほかにアトハン入りの不可能なものがある。それを示すと、即ち

- (1) 生前において邪念があり、悪業ありしもの
- (2) 自殺せるもの
- (3) 變死せるもの

等のオットフがそれである。然し、ここで注意しなければならぬことは、先づ自殺であるが、この自殺行爲は全く多いと云はれてをり、多くは厭世より出でて居る。而して主として縊死によつて居る。然し彼等がこの自殺行爲を嫌ふことは正に右の如き觀念を生じて居るにみても全く明かなことである。次に變死であるが、出草のために死せるものや、その他變死者一般はもう云ふまでもないところである。しかし、病氣で死んでも、萬一看護人がその傍に居ないときに事切れた

場合には、これをも變死と看做すのである。それ故彼等は病人が危篤に陥ると、手の脈を抑へて居て息の絶えるのを見守り、これを變死者たらしめないやうにするのである。彼等はそこで、脈のことをもまたオットフと呼ぶ。

まことにオットフなる概念は種々様々である。正に一にもオットフ、二にもオットフと云ふ有様であるが、次に、このオットフに對する彼等の信仰の一端を示す。

(1) オットフの姿、これは死人が埋葬されたときの姿をして居り、これ以外の姿はして居ない。

(2) 云ふまでもなく、人間の運命は一にかかつてオットフの支配するところにある。

(3) オットフは不滅なるものである。

(4) 夢は即ちオットフの來り現はれることである。人はそれによつて運命を

告知するのである。

(5) ピラク・オットフは人間を苦しめることは全然なく、訓誡するが如き夢を見せる。

(6) ピラク・オットフは人間の生命を守り、決して人間を殺したりはしない。

(7) しかしピラク・オットフは、敵首の経験なきもの、機械をよくし得ないもの、横死せるものを庇護することはない。

(8) ヤツカイ・オットフは、人間を殺したり、毒をのませたりする夢をみせる。そして遂には咽喉を締めつけて息苦しくさせるのが普通である。

(9) 而して人間に怒りを抱く。この怒りにふれると、人間は死んでしまふかそれともひどい怪我をする。

(10) 風もないのに木の葉の動くのは、これオットフの仕業である。

(11) 晝と云はず夜と云はず、密林に行くとき々大聲の話聲が聞えることがあ

るが、これは多勢のオットフたちが相集まつて話をしてゐるのである。

(12) オットフは人間に呼びかけはするが、然し人間の問ひに對しては決して答へない。

(13) オットフは古來の慣習を破ることを激しく憎む。けだし慣習はオットフの遺訓だからである。かかる場合オットフはさまつて懲罰を與へる。

(14) ことにオットフは男女の私通、姦通を憎む。かかる場合はさまつて酷しい懲罰を與へる。

(15) オットフを見たものは病にかかり、そして死んでしまふ。夜半に人の影を見るのはそれこそオットフを見るのだ。

(16) とは云へ、つねにオットフに供物をして居るものはオットフを見ても病氣になつて死ぬことはない。

(17) 萬一オットフに出會つたら、直ちに自家に取つて返し、豚を殺してそれ

を供へ、スマツボ、即ち祓をしなければならぬ。かくすればオットフを見た
ための災厄より遁れることが出来る。

(18) 夜は篝火をもつて歩かねばならぬ。何故なればオットフは火をもつて歩
けば姿を現はさないからである。

(19) 姿は見せないが、夜中に草の間や森の中においてオットフが不意に人間
をおどろかせることがある。このやうな場合には石を投げてオットフを追は
ねばならぬ。

(20) 旋風ヒンフウがおこるのは、全くオットフの仕業であるが、これに會すれば病氣
になる。但しこの場合には死ぬとは限つて居ない。

(21) 夜間に火が見えて間もなく消えることがあれば、それはオットフの火で
あつて、この火を見たものは病氣にかかる。但し、この場合にも死ぬとは限
つて居ない。

(22) すべての死骸の傍には、かならずオットフが居るから近寄ることは禁物
である。

(23) 特に變死者の傍に近寄つてはならぬ。勿論變死の場所をも忌み恐れねば
ならぬ。かかる場所には悪質のヤツカイ・オットフが居るからである。

(24) 虹は指差してはならない。かかることをすれば指が曲るか、それとも手
が落ちてしまふであらう。

(25) 家財道具の類にもヤツカイ・オットフが憑いて居ることがある。よくよ
く心得ねばならぬ。

(26) 萬一ヤツカイ・オットフの憑いた家財道具を他人に譲渡したり賣つたり
した場合には、突返へされても仕方がない。

(27) 家財道具にヤツカイ・オットフが憑いてをり、そのためにその所有者が
禍をうけるやうな場合には、この家財道具を呉れたり、或は賣つたりした者

は賠償を支拂はねばならぬ。

四、禁忌・戒律

禁忌には多くのものを含むが、彼等はそれをブサネツクと稱してゐる。勿論ブサネツクは或る種の行爲と、行爲の對象となる場合とを含む。死はもとよりブサネツクである。然しこの死については既に述べておいたから、ここでは性的戒律につき若干前述の箇所を補足するにとどめる。

高砂族は性的戒律に關して絶対嚴格を要求する。時にはこの性に關する戒律背反をもつて唯一最大の犯罪のごとく考へることもある程である。私通、姦通はこの戒律に背く最たるものであるが、また離婚も相當重大な犯罪とされて居る。とにかく以上の「三犯罪」は、もつとも多くオットフを怒らせる行爲であるとして居るわけである。

彼等は出草に出ても首が獲られず、獵に出ても獲物のないやうな場合、またそれから怪我人が出たり、横變死者が現はれた場合には、彼等は直ちに同一ガガア内にブサネツクを犯したものがあつたからであると思へる。災厄は即ちオットフの下した懲罰であると思ふ。ところがブサネツクを犯した懲罰として早魃や惡病流行等をもつて酬られることもあるとなすに至つては、ただただその一運托生的な考へ方に驚かざるを得ないのである。

と、とにかく、何か變があれば、一體だれがブサネツクを犯して居るのであらうかと彼等はそのことを考へるに至る。勿論禍根は除かれねばならぬからである。かかる次第であるから彼等の男女關係は嚴重な監視のもとにおかれて居る。然し男女關係が嚴重であるといふことは、姦通、私通、離婚等が絶対に行はれないといふ意味にはならない。もし姦通が行はれると、昔はその男女を殺したり、簀捲きにして川に流したりしたことがあるが、今日では豚で事済むこととなつて居る

のであつて、この點に關しては既に述べたとほりである。私通、離婚とも必然りである。人間の道徳や貞操が豚で償はれることを笑ふべきではない。吾々の社會では金で償つて居るではないか。とにかく、殺してみてもはじまらないことである。他に償ふべき代償がないものとすれば、それが豚によつてもいいわけである。この點に關しては前に述べておいたとほり、この豚は部落民にふるまはれる場合が多い。犯人たちは、この豚をさかになに一杯やる前に、公衆の面前で恥かしい思ひをしなければならぬ。豚といふ財産を失ひ、加ふるに恥かしい思ひをさせられることは、たしかにイタイことである。このリンチは大いにこたへると云はれて居る。事の合理さとなごやかさには驚かされるのである。

なほ面白い話がある。彼等は、その大部分の種族が異族間の通婚を忌むが、一方では近親者の結婚をも大いに忌み嫌つてゐる。近親の關係にあるものをノツコン、或はハルマダンと稱し、この關係にあるものは、如何なることがあらうとも夫婦たり得ないばかりではなく、他人が過つてノツコンの間柄にあるものに對し、

「お前たちは夫婦か」とか「お前たちはまるで夫婦のやうだ」とかと云ふと、それは大變なことである。必ずあがなひを求められる。昔は蕃刀のお見舞を頂戴したこともあつたといふことである。

またノツコンの間柄にある女が、その相互の關係にあるノツコンの男の前で少しでも性及び性器に關係ある所作をなし、それを露はし、卑猥な言動をなした場合には、彼女は男より殴打され、またその罪のあがなひを求められる。なほこの場合において、彼女と同様のことを應答したのもまた罪に服さねばならぬ。また彼等ノツコンの關係にある男女の前で、他人がその何れかの情事に關係することを口にしてもならないことになつてゐる。男はまた自分とノツコンの關係にある女の夫と、また自分の妻のノツコンの關係にある男とはヤナイ（又はアナイ）の關係にたつのであるが、夫は妻のハルマダン（ノツコン、前出）であるヤナイの前で

は一切情事を口にしてはならず、勿論卑猥の言動をなすことも許されないし、またそれらの男性が同宿する屋内では、自分の妻との同衾も避けなければならぬとされて居る。

平地の大いに進化した蕃社を訪れてみても、これらのことはなほ嚴重に守られつづけて居ることが分つた。

五、出草追記

出草が復仇のための手段でないことは既に述べた。勿論、敵蕃との闘争の結果自然と首を得ることもある。然し、かかる場合のことは出草とは云はない。しかし、この點に關しては異説が行はれて居る。勿論、出草が戦争が主であり首を獲得することが従である場合を指すものでないことについては何人の意見も一致して居るが、復仇の手段として首をとる場合もあるし、これもまた出草と看做すべきで

あるとなす説があり、小泉鐵氏はこの説を明かに肯定して居られる。高砂族に關する研究では他の追隨を許さぬ第一人者たる氏の説を筆者ごときが否定するいはれないのである。然し、總督府當局の話では、復仇の手段として首をとつた場合を出草と看做すべきではないとのことであつたし、またインドネシアン族——前述の如く高砂族もまたその一種と看做される。尤も一部には異説もあるが——の出草が、全く復仇のためのものではないとされて居るので、筆者は出草が復仇の手段として行はれることはないといふ立場をとつた。然し、タイヤル族の蕃社を歩いて長老に尋ねてみると、どうも復仇による出草もあつたらしいのである。但し、かかる場合は殆んど例外的なものであつたらしい。と云ふのは、他部落や他種族に對する復仇は普通戦闘のかたちをとつたのであつて、個人と個人の場合には殆ど全く例外的であつたし、同一社内や同一部族内においては、殺人は直ちに共同體內で裁かれるからである。要するに、多人數による戦闘行為以外に首を得

ることを出草と看做すか、それともまたそれを更に嚴密に考へて出草を定義するかによつて二つの説が生れたのであらうと考へる。この點を追求すれば興味があるが、この點に關しては別の機會に検討するとして、これ以上不問に附して置く。

要するに首のもつ呪術宗教的な力を信することから出發した頭臚崇拜行爲である——との立場を筆者はとる——首狩祭のことを若干報告して、前述の「出草」を補足することとした。勿論、くりかへすまでもなく、今日、出草は全く彼等より跡を絶つて居るのであつて、筆者がこの首狩祭を目撃したわけではないのであるが、以下記すところはタイヤル族の一長老の話である。

出草に行つた壯丁たちが自分の社の近くまでかへると、彼等は大聲で凱旋をさせる。老人、子供、それに女たちは出迎へに出る。この兩者が會すると、首を取つて來たものたちは自分の唾を出迎へのものたちの口にぬりつけてやるのであるが、面白いことには、もしこのときに唾をぬつてもらはないと、自分たちが今

度は他社のものに首をとられるか、それとも出草に出ても首が獲られないといふのである。この唾ぬりの儀式が終ると、一同は相たづさへて社にかへるわけであるが、社にかへりつくと、取つて來た首の頭髮をつかんで社中一同の前をふりまはして歩くのである。病人は、自分の前でこの首をふりまはしてもらふと病氣が軽減すると信じて居たのである。しかし社によつては、この病人以外のものの前では首をふりまはすやうなことをしないのもあつたやうである。

首はその夜臚首した當人の家の中におかれる。彼等はこの首に、豚、鶏等を殺してその血をたらし、顔一面を血で塗るが、更に口の中には肉や酒など御馳走を満喫させることを忘れない。かかるのち、彼等はその首に向つて嚴かに宣言するのである。

——お前はたうとうここへ來た。かうしておれたちはお前に酒をのませてやりあまつさへ豚や鶏などをたんまり食はしてやつた。それ故お前の親族のものは勿

論のこと、お前の社中のものどもをもみな連れてくるんだゾ!

社中のものは相集まつてその夜は酒宴を張る。首——女であることも、老人や子供であることもある——はただ一人、御馳走とともに家の中にとりのこされるのである。

翌日がくると、彼等は首棚を社の中央につくる。新しい首は古い首の並べられた首棚の中央部に置かれ、前夜と同じやうに御馳走を口中にねぢ込まれるが、ここにおいて一人の老人が立ち上つて歌ふ。

——お前たちの親兄弟の社中のものを皆つれて来い!

前日同様の意味の言葉に、今度は節がついて居るのである。一同は、この老人の歌について歌ひながら踊りくるふのである。

首はひきつづき——二ヶ月の間食物を與へられ、その場所に置かれとほす。最初の首狩祭ののち、更に三回首狩祭が催されるまで、このやうにしておかれるの

である。その後は首は棚よりとり下され、籠に入れられ、餓首したものの穀倉の廂に吊して——穀倉の近くに個人の首棚を有する社もあることは前に述べた——おかれる。かくて首は風雨歳月にさらされて次第にされて行くわけであるが、首祭が行はれる度に、それらの首もつねに新たな首と共に社の首棚にならべられるのである。

首狩を経験したといふ長老は、それはもういふまでもないことであるが、極めて多い。ヤミ族のやうに首狩をかつて一度も経験して居ないと思はれるものもあり、また中には比較的早くよりこの弊風を改めたものもあるが、多くのものは、部落の長老は首狩の経験者であるわけである。筆者は数名の長老たちと、次のやうな會話をくりかへした。

——首をとるときどんな気がしたか。

——よく覚えて居ないが一生懸命だった。

—— 敵られた首は安樂相にして居たらう。

—— ちがふ、みな目をむいて無念相にして居た。

—— いい氣はしなかつたらう。

—— そんなことはない。

—— 出草に行くとは團體で攻めかかるのか。

—— たいていは思ひ思ひにしので行つてやるのだ。

筆者は、密林のなかに潜んで居て、不意に人間を襲ふ豹のことを思つたことである。慄悍な彼等の顔つきからは、どうしても豹といふ印象をうけるのである。

第三章 高砂族の話

一、蕃女のこと

高砂族の話を求める人々は、大抵は彼等の皮膚は黒いだらうと聞く。然し全くそのやうなことはないのである。吾々大和民族と殆ど異ならない。勿論南部の熱帯圏内や、平地に居住するものは、太陽の直射のために相當、陽やけがして居ることは事實である。日本人でも支那人でも、彼等と同じやうに陽やけをさせておけば無論、同じやうな色になる。敢へて先天的に彼等は吾々より黒いといふのではないのである。のみならず、北部タイヤル族などの間にあつては、むしろ吾々よりも透き徹るやうないい澄んだ色をして居るものが多い。ことに山間や高地で

はそんなのをよく見かけるのである。特に驚かされることは、ダイヤル族の女に、顔かたちがととのひ、色艶もいい、所謂美人が多いといふことである。このやうな女をみると、つくづく文明といふものを、反省するといふことを蕃地の警官で述懐して居るものがあつたが、筆者にはその氣持がよく分る氣がするのである。

日月潭の水社化蕃を訪ねる人は、美人が多いといつて驚くが、なかにもシンハウといふ頭目の娘タマニといふ娘は、美人として評判であつた。筆者が最近この部落へ行つたのは昭和十六年で、彼女は當時十七歳とのことであつたが、吾々の常識からすると優に二十歳前後の感である。もつとも、この地方の部落では十七歳と云へば正に娘盛りとのことであつた。

——毎日何をして居るのですか。

と私がたづねると、彼女は大きな目をバチバチさせてから、發音の綺麗な、おどろくべく上手な日本語で答へた。

——半分は機を織つて居るのヨ。

——いつお嫁に行くのです？

——……知らないワ。

と眞赤になつた。私は一しよに寫眞をとつてくれとたのんだが、その日は彼女は出番ではないと云ふ。大體この部落は、日月潭に面して居るので、景勝を訪ねる遊覽者や、臺電（この附近に發電所がある）に仕事の上で用のあるものたちがつねに訪問する。そこで、男どもは島や山へ出かけて行くが、女たちは朝から晩までこの訪問者の求めに應じて、一團となつて杵唄をうたひ、杵で土面をたたいて居るのである。訪問者はなにがしかの金を——各人に二三十錢より五十錢づつ位ゆきわたればいい——女たちに渡すのである。ところが、あまり女たちが多くてもふさはしくないなので、部落の女を二組に分け、一日交代で客の求めに應ずることとして居るが、相當稼ぐといふ話であつた。一日機を織ると次の一日は唄を

うたつて杵をつかふ、また機を織る、また唄をうたつて……を、くりかへすわけである。寫眞をとるには一人に五十錢づつくれと云ふ。もちろん「出番」と「非番」は嚴格にまもられて居る。彼女が出番ではないと云つたのは、これがためであつた。然し出番でないからと云つても、家へ訪問すれば話は出来る。表向きの場所で寫眞などすると、他人の營業妨害なのであつた。

ツオウ族やバイワン族などにも美人を見かけたが、やはりタイヤル族の山間に居るのに一番美人が多いやうに思つた。ここで一寸タイヤル族の美人について附け加へておくが、彼女達は何かひさしまつた、くりくりツとした顔の持主が多い。ポチャポチャ型のは殆ど居ない。東寶映畫に原節子といふ女優さんが居るが、そんな顔だちの女が多いのである。然し、そんなのは何もタイヤル族にのみ見られるのではない。高砂族全體の特色のやうである。高雄で臺銀支店や土地の有力者の人々が歓迎會を催してくれた節、是非高雄の原節子を御目にかけて度いといふ。

それで土地のカフェーへ行くと、居た居た二人、三人、いや驚いたことには、原節子は四、五人も居るのである。あとで聞いてみるとみんな蕃人と内地人或は本島人との混血兒だと云ふ。蕃社の娘たちがメイキャップをしたら、この女給さん達よりも更に一段と原節子に似てくる事だらう。筆者はさう考へたのである。

メイキャップで思ひ出したが、蕃女のなかには白粉や口紅をつけて居るのが居る。こんなのは多くは平地蕃の女たちに限られるが、下界との交通の便をもつたところでは、相當の山間高地でもこの現象は見られる。日月潭の水社化蕃の女たちで正に厚化粧をほどこし、眞紅な口紅をぬつたのが居たし、阿里山でもこんなを見かけた。本島人との交易によつて、化粧の材料を得るわけであるが、跣足で山地に棲息する女の厚化粧は、しかし全くグロテスクの限りであつた。

また南部地方で方々で見かけることだが、女達が頭髮に煙管をさして居る。この煙管には大抵は赤や青のふさがついて居て丁度、簪のやうに見える。勿論娘達

には見られぬことであるが、中年以上の女にこの飾りをつけたのが多い。くはへれば煙草が喫めるし、髪にさせば簪となる譯であるが、かうして髪にさしておくのだから持つて歩く手数は省ける、正に一石三鳥と云ふべきであらう。

それから蕃女は内地人の若い男に一種のあこがれをいだいて居ると云はれる。然し今日においても前述のやうに、蕃社では性道德に對して相當厳しい掟をもつて居るので、みだりなことは行はれないのが普通のやうである。もつとも、正式の結婚をするといふ條件のもとに蕃女に近づき、間もなく蕃界から行方をくらましてしまふ内地人もあるにはあつたやうである。正當な理由を以てすれば、今日ではたいていの蕃女を手に入れることは出来ると云はれて居るが、こんなことが誤傳されたのではないかと思ふのである。

二、警官と先生

前にも述べたやうに、特別區域として扱はれて居る蕃界へ行くと、小學校のかはりに國語講習所があつて、ここで蕃人——と云つても大部分は青少年であるが——を教育して居る。ところでこの講習所の先生は、たいていは蕃地の警官か、その妻女か、それとも本島人の篤志家である。彼等は、まるで外界文明から遮斷された仙境にあつて、蕃人教育のために生涯を捧げて居るわけである。全く感謝されなければならぬ人たちなのである。

然し、勿論警官やその妻女は内地人であるから、これは問題はないとして、本島人の先生についてはいろいろの批判が行はれてゐる。一體、何を教へて居るか分つたものではないといふのである。然し、この仙境まで來て身を挺して蕃人とともに生涯をおくるといふことは、並大抵のことではないであらうと思ふのである。筆者は、この本島人の先生たちのために、大いに辯じうる幾多の事實をみて來たのであるが、その一つ——

日月潭水社化蕃を訪れたとき、マツチ箱のやうな蕃屋の間に一寸した建物がある。聞くまでもなく國語講習所であつた。日の丸の旗がかかげられてゐる。と、一人の青年が校庭で何か草花を植ゑて居る。

——もしもし。

筆者が聲をかけると、青年は立ち上つて帽子をとり、最敬禮をした。

——あなたはこここの先生の方ですか。

——はい。さうでしユ、とうそおはいり下さいましエ。

青年は明かに本島人である。年の頃は二十二、三歳でもあらうか。ロイド眼鏡をかけた感じのいい青年である。

——あなたは本島人の方ですね。

——はう。

——失禮ですが、どうしてここへ来て、こんな仕事に携はられたのですか。

——總督府で募集されたので應募したら、採用していただきました。私は蕃人が好きでしユ。彼等はウソを云ひましエん。正直者でしユ。私たちが日本人として幸福になつたことを、早くしらしエてやらねばなりません。それだけのことです。私は言葉がまたまついで、充分とはゆきましエん。この點實は私も大いに日本語をやらねばなりましエん。

青年の眼には大いに真情があふれて居たのである。然し残念なことには、この青年の名を忘れてしまつた。東京へかへる前に、もう一度訪ねたいと思ひ乍らそれが果せず、筆者は彼に葉書を出し、東京へかへつたらまた便りをするからと書いて出したのだが、名前を忘れた。それでは國語講習所御中でも手紙はとどく筈であるが、生來のルーズのためこの約を果して居ない。筆者はこの機會に厚く蕃社における厚意を謝し、今後の奮闘をいのつて置かねばならぬ。

それから警官——それは前に述べておいたから、ここでは簡単に記すに止める

が、とにかく蕃地の警官に對しては深甚の感謝を捧げねばならない。彼等は、蕃人教化のためのほとんど唯一の存在であつたし、また現在と雖も彼等の役割は大きいのであるが、文明人としての一切を棒にふるつて、彼等は蕃人と共に喜び、共に苦しんで居るのである。

もつとも、當初は内地や平地を食ひつめたやうな人物が大分蕃界に警官として入り込み、相當面白からぬ行爲もあつたやうではある。しかし今日では、蕃人に對する愛から進んで蕃地に身を投ずるものが増加したと云はれて居る。試みに蕃地の警官と語つてみるとよい。萬一蕃人をさげすむやうな口吻を弄すると、彼等は昂奮してくる。

——何をおつしやるのです。蕃人ほど可愛い人間はありません。正直で勤勉で勇氣があつて義に厚くて……。

もつともかうした言葉は、總督府の關係官吏のだれしもの云ふことである。彼

等は口を極めて本島人の不正直やづるさをののしると同時に、蕃人の良さを賞揚する。そして、かうつけ加へることを忘れないのである。

——それにしても、本島人が蕃人に悪い智恵をつけなければよいが……

かうした爲政者の努力は正に酬はれたし、現にまた酬ひられつつあると云へるであらう。バタアン半島の戦線で、南支の山岳地帯で、皇軍と共に、自ら志願して軍夫として生命を捧げた彼等の美談は、餘りにも有名だからである。

三、蕃人の體質

話は大いに前後してしまつたが、蕃人の體質について、主として松村瞭博士の研究の結果につき少々書いておく。

高砂族の身長は、ツオウ族が最も高い。然しその他の諸族は大體北部よりも南部が低いといふ傾向をもつて居る。東部の平地に居住するアミ族は、全蕃族中で

もつとも背丈が高いのである。また一方高砂族の頭形は、種族的な多少の差異をもつてゐる。即ち、南部のものは北部のものよりも、より短頭的な傾向をもつて居るが、然し、未だ内地人や本島人との身長、頭形の交聯係数は算定されるに至つて居ない。然し、性質の相關關係は、日本人などの場合のやうに、多くがマイナスが現はれることから、彼等の頭形の變化は身長の變化に伴ふやうに見えるとして、むしろ當然であらうと云はれて居る。東部の平地に居住するところのアミ族は、山地の諸族には見られない頭的示數を示すものもあるが、また他の體質上の性質と相俟つて、山地蕃よりも一段と進化したものとして區別されてよいのではないかと見られるに至つてゐる。次には鼻形であるが、これは大體において北より南に進むに従つて漸次その示數を高めて低鼻的となつて居る。而して東部の平地に居住するアミ族は山地のものとは異なつて、ことに低鼻的である。

而して以上の三つの性質の平均が比較される限りでは、大體彼等には次の三つ

の型がある。即ち

- (1) 高身長頭狭鼻型——タイヤル族、ツオウ族等
- (2) 低身短頭低鼻型——ブヌン族、バイワン族等
- (3) 高身長頭低鼻型——アミ族等

もつともこの分け方は、松村博士も斷つて居られるやうに、概観的のものであり、特徴をとらへて便宜上命名されたものに過ぎず、今後における研究の進捗が要望されて居るわけである。而してこれらの高砂族は、比島に棲息するところの或る種の蕃族に近似して居ると云はれて居るが、いづれにしても、臺灣の蕃種が今日見られるやうな分布状態をとる以前においては、南方諸島よりおしよせる移住の波が、幾回となく繰返された結果であらうと云はれて居るのである。(小泉鐵氏並びに松村瞭博士の研究によつたものである。)

筆者は現地において、右の事實について幾つかの材料を得て居るが、その點の

研究は専門家にまかせるとして、とにかく彼等蕃族の體質のことはこれで止めておく。

四、蕃人と蛇・豚・犬

彼等蕃族は大いに蛇を崇拜して居る。然しそれは蛇を大切にするといふことではない。要するに、蛇が蕃社に多く棲息するといふ事實から、何か近しいものやうに考へられて來たのではないかと思ふ。彼等の或る種族の如きは、蛇を祖先として崇拜するといふ説もあるが、筆者の調査によると、別にそのやうなことはなかつたと思ふのである。とにかく、何かの模様にはきまつて蛇を彫刻する。然し毒蛇などに出會へば、立ちどころにそれを殺してしまふのであつて、この點いささか腑におちないのであるが、とにかく概念としての蛇は、たしかに大切にされて居るやうである。

タイヤル族の——に限つたことではないが——部落を訪問すると、頭目の家にはその柱に人體や鹿などと共に、きまつて蛇の彫刻がしてある。勿論、頭目以外のものは家屋内に彫刻をすることを許されない。それで頭目——副頭目も然り——の家は一見すぐ分るやうになつて居るわけである。

餘談はにおいて、蛇であるが、この蛇の彫刻は家屋に對するものとは限つて居ないのであつて、蕃刀の柄、しゃくし、煙管、槍の柄、女の櫛等々、ありとあらゆるものにこの彫刻が施されて居るのには驚く。まるで蛇づくめであると云つてよい有様である。何か彼等の傳説のなかに、彼等の祖先と蛇が因縁をもつて居るのではなからうかとも考へるのであるが、果していかなるものであらう。

次には豚であるが、豚がいかに彼等の重要家畜であり財産であるかといふことは既に述べたし、また最近における豚に關する統計なども掲げておいたから繰返すことは避けるとして、さて豚は、第一に交換の材料であり、食肉用の動物であ

る。部落で不しだらをやつてのけたやうな場合などには、この豚を差出して許しを乞はねばならぬのである。彼等が豚を愛することもまた大變である。丁度犬ころをでも扱ふやうに、豚とたわむれて居る風景を各所で見出すことが出来る。ところが、この豚たるや一寸吾々の想像とは異つた豚である。何種といふのかは知らぬが、ほとんどすべての豚が黒い毛並をしてをり、脚が高くして一見犬のやうに見える——と云ふと多少大げさに聞えるが、とにかく内地や支那で普通見かけるものよりも瘠せて居て背が高い。(尤も支那の農村へ行くと、このやうな豚が居るには居るが、それよりも更に犬に似て居る。) 黒い毛並は、これは大いに内地でも見かけるが、背が高くしてほつそりとして居るのは全く内地ではお目にかかれない、それが居るのである。飼料が充分でないので自然瘠せて居るのであらうと思はれるのであるが、それにしても随分と瘠せたものだと思つたことである。

豚はたいていは部落内で放し飼ひされて居る。數十頭の眞黒いのが、仔豚をも

交へて、ブーブーと走りまはつて居る。走ると云へば蕃社の豚は走るのも早いやうである。これは放し飼の影響であつて、早いと云つても自らそこには豚としてのスピードの限界をもつて居ることは云ふまでもない。

最後に犬であるが、これは蕃犬と稱せられるものである。この蕃犬は、一寸芝犬に似て居るが、更に背丈が高く、一體に瘠せて居る。毛の色は眞黒く、耳は立つて居て、顔は芝犬に似て居るが、一層長いのである。この蕃犬が、一體いつの頃から彼等に飼育されるに至つたものであるかは確かでないが、狩獵には缺くことの出来ぬものとなつて居る。なほ大きさは芝犬よりも一廻り大きく、強力で俊敏である、これは内地人の話である。この蕃犬は單獨で山豚(これは猪の一種)や狐はもとより、ときには豹などにも挑戦する(但し勝敗は別であるが)と聞いては、筆者はたまらなくこれを手に入れたくなり、バイワン族の一蕃社ではたうとう一人の蕃人に交渉をはじめたものである。

——賣つてはくれないかねえ。

——賣らなくとも上げます。

——いやそれは氣の毒すぎる、上げる物ももつては居らぬから、お金でよかつたら賣つてほしいのだが。

——いいです、上げます。

と、肯んじないのである。ところが案内の警官に聞いてみると彼等は大きい犬を大切にしていり、まるで吾が子のやうにして居るものが多いとのことである。それに、内地へつれて來ても、とても東京の氣候では寒過ぎて死んでしまふといふ。それで筆者も善犬は断念したが、今だに、あの憔悴な顔付きの黒い犬のことを忘れかねて居る。

五、三助のことなど

街へおりて來ても、やはり高砂族は居る。これは云ふまでもなく、彼等の進化を物語る一つの事實でなければならぬ。然し特に臺東の街には善人が多い。筆者の宿泊した一旅館の三助が善人出身であるといふので話をしてみた。

——いつ山を出たのかね。

——小學校へ私は通つたのです。

——両親や兄弟たちは山に居るのかい。

——いいえ、山ではありません。臺東の近くの部落に居るのです。

——風呂たきをして居て、暇なときはやはり旅館の手傳ひをやるのかね。

——はい。然し私は晝間は近くの農學校へ通つて居るのです。

——ほほう、感心だね、何年生かな。

——一年生です。

私はこの利巧相な少年のことを忘れぬ。善人と云ふが、この少年などは少し

も内地人と變つた風貌はして居ない。この分では東京へ來ても分りはしないだらうと思つた。旅館の女將に聞いてみると、感心によく働くといふ。監督の目をかすめてサボるなどといふやり方は、まるで生れながらに知つては居ないやうであると云ふ。命ぜられたことは、かならず誠意をもつてやる。

——いい子ですよ。

女將は云つたのである。

もつともこのやうな例は隨所にみられる。何も子供に限つたことはない。彼等は大人でも女でも實に蔭日向なく働く、誠意といふことをモットーとして生れたやうな人間であるといふことが各所で云はれて居るが、特に東部地方における道路工事では、遺憾なく彼等のこの誠實性が立證されて、極度に評判がよかつた。

——惜むべくんば彼等の人口が足りない。もしこの人口が多かつたら、臺灣の工業化問題はわけなく解決されますよ。彼等の勞働力をかり出せばいいのですから

なあ。ところが彼等高砂族を、老人から赤ん坊まで引つぱり出しても二十萬に満たない、残念なことですよ。……とにかく口に誠實を説く支那民族よりも、おそろしく誠實といふ言葉ももつて居ない高砂族の方が、よつほど誠實で、よつほど上等な人間ですよ。

進んで案内役を買つてくれた臺灣銀行のS氏は口を極めて蕃人を賞讃したものである。然し、かかる言葉は何もたまたまS氏には限つたことではない。臺灣に居住する日本人といふ日本人は、一樣にさうしたことを云つて居る。本島人も、日月潭で逢つたあの青年の如きは、明かにこの點を認識して居たのである。

——インドネシアンと比較すると感想はどうです。

筆者はS氏に尋ねてみた。同氏は長年瓜哇の臺銀支店に勤務して居て、最近本店へかへつて來たばかりであつた。

——いや、インドネシアンは駄目です。高砂族とインドネシアンは同じものだ

と云ふが、性質は大いにちがひますよ。——S氏は續けた——インドネシアンは一寸目をはなせばすぐザボることを考へる。使ひに出しても釣銭をごまかすのも居る。やはり私はインドネシアンの召使ヨソダシを數名使ひましたが、そのうち一人の三助の如きはまるで仕事をしない。少しお金を與へるとつまらぬことでつかつてしまつて、またほしさを顔をする。こいつは遂に金をつらつて逃げてしまひましたが、まるで高砂族とはちがひますね。同じ三助ながら、あの少年など見上げたものではありませんか。然し、インドネシアンは駄目だと云つても、支那シナさんよりは人もいいし、第一悪氣がありませんね。同じ金をつらばられるにしても、一向に後口が悪くなかつた……つまり彼等が無邪氣な人間たちだからです。この無邪氣といふ點など、高砂族と大いに共通して居ます。

S氏の話は盡きないのである。●

六、敬禮の話

高砂族ほど日本人（内地人）に敬意を表して居るものは居ないのではないかと思ふのである。勿論、かうなるまでには、總督府當局の犠牲と努力がどんなに拂はれたことであらうか、——

道を歩いて居ると、半町も先方に一人の人間が不動の姿勢で立ちどまつて居ることがある。近寄つてみると高砂族である。彼等は、かかる姿勢で最敬禮をするのである。それがたくみに内地人と本島人とを見分け、決して本島人には禮をしない。大きな都會ではこのやうな現象は見られないが、地方の小都會や部落へ行くと、この現象は普通のことである。蕃社が近づくと、出會ふ蕃人の數も多くなつてくるが、一々道端で直立不動の姿勢をもつて最敬禮をされるのには、すつかり恐縮してしまふのである。ことに自動車で行くと、畑に居る大人までも集まつ

てくるやうなところがある。そしてこの最敬禮ののちに、おそろおそろ自動車に近づき、あかずに打ち眺めて動かない。乗せてやらうと云つたら、結構ですとしたりごみをした。オットフのたたりをおそれて居るのかも知れない、いやとても不安なのであらうか。

本島人と高砂族は、まるで犬猿の間柄であるといふ。その理由としては、本島人が高砂族をいろいろと商賣上でだましたからだといふ。事の真相は聞かなかつたが、やはりそんなことから來て居るのであらう。しかし、とにかくこの兩者の性格の相異は著しい。この點なども兩者の不和の大きな原因と見ねばなるまい。蕃人は、大いに淡白であつて、あきらめがよく、勇武を尙び、潔いことを好む民族であると云はれて居る。そして彼等は長く商賣なるものを神を冒瀆するの甚だしいものとして居たのである。

支那事變がはじまつたころ、本島人のなかには支那の勝利を確信してゐるもの

もあつたといふ。その當時のことであるが、方々で高砂族と本島人との間に、この日本が勝つか支那が勝つかといふことで喧嘩がおこつたとのことである。云ふまでもなく高砂族は日本の勝利を信じて疑はず、方々で本島人に負傷者を出したとのことである。何か江戸ツ子を思はせるではありませんかと、これは臺灣銀行の山本理事の話である。

とにかく高砂族の日本や内地人に対する信頼の念は深い。最敬禮なども、何か偉大なるものに對する敬慕のころをもつて行つて居るのがよく分るのである。そして、彼等は今日では自ら進んで各種の賦役労働に参加するばかりでなく、血書の志願書をもつて戦線に加はつて行つたことを思ふと、インドネシアンに對する對策についても、何か示唆をうけるものがあらうと思ふのである。と同時に、ここまで彼等を撫育教化して來た臺灣總督府當局の勞苦に對し、吾々は深甚な感謝を捧げねばならぬのである。

高砂族終

昭和十七年十二月十日 印刷
昭和十七年十二月十五日 發行
[11000冊]

出文協承認
あ 206106 號



納本

高砂族
●定價三圓

| | |
|-----|--|
| 著者 | 大形太郎 |
| 發行者 | 服部英雄 |
| 印刷者 | 野島正和 |
| 配給元 | 東京市神田區區役所二丁目九番地 日本出版配給株式會社 |
| 發行所 | 東京市神田區區役所三丁目二十番地 生育社弘道 電話神田(25)〇六七二番 總務東京 一一二二二番 會員部東京 一〇二五〇六番 |

圖本者 得本 難可

水谷 乙吉著 安南の民俗

定B6判 洋装美本
送料 二・五〇〇

本書は安南の民俗の精神的傳統を闡明するために安南民族古來の傳説、物語及びその民族的慣習を全的に蒐集して編集したもので我國最初の民族的見地よりする安南傳統文化の貴重な研究書である。

水谷 乙吉著 安南の歴史

定B6判 洋装美本
送料 二・六〇〇

安南民族の始源より支那の侵寇に抗し安南独自の文化を創成、佛人治下八十年間に何を求め何を望んでゐるかを究明し、我が共榮團の一として生動しつつある今日の生息をまで簡明平述したもので安南の家系圖とも稱すべき書。「安南の民俗」の姉妹書で安南研究の好個の参考資料である。

石川三四郎著 東洋文化史百講 第二卷

定A5判 洋装美本
送料 二・三〇〇
各冊 三・八〇〇

第一卷は、支那の漢朝、印度のモールヤ朝、ペルシヤのアケメニデス朝に於ける燦然たる文化を創成せる東洋古代文化史であり、第二卷は、隋唐の文化を中心に民族移動による文化交流を解明せる中世期東洋文化史である。記述は簡易平明に、併も嚴正なる學的良好心を以て書かれてゐる。

室伏 高信著 新青年の

定B6判 洋装美本
送料 二・三〇〇

著者は大東亞新秩序建設といふ嚴然たる事實に直面せる、現代日本青年の世界史的役割を指摘することにより、その使命と自覺と、そして新しい次代への理念を、新鮮なる情熱とラヂカルなる理論とで明確に啓示した一大願望である。

室伏 高信著 小説 葦

定B6判 洋装美本
送料 二・〇〇〇

この小説は、時代と知性と愛情の相剋流轉を、一人の孤獨な思想家の情熱と思索の行動をとほして赤裸々に表現した點で、もつとも現代的意義をもつ問題の作品である。その壯大なる時代の構想と、その深遠な睿智の高さと、その切々たる人間性の興味とに、完璧な藝術性を與へた點で「戦争と平和」に比肩する一大ロマンである。

室伏 高信著 小説 椰子

定B6判 洋装美本
送料 二・五〇〇

「葦」第二部である本書では、一人の若い思想家が人生と思想についての苦悶を抱いて外遊し、歐米の人、風土、文化を具に見學しつつ、靈的、人間的な世界に目ざめゆく過程を描いてゐる。そして西洋思想の没落を豫言し、東方への黙示録たらしめてゐる。

Handwritten notes and calculations at the top of the right page, including numbers like 132, 63, 40, 375, and various mathematical expressions.

柳 亮著 日本美の創生

送定 料價 口繪四〇〇頁
三・〇〇

著者はモンテアリゾムノ立場から日本美の特質をその發展的一面に於いて考察し、そのもつ世界史的意義を明瞭にせる劃期的な日本美術史論である。

板垣 鷹穂著 造形文化と現代

送定 料價 洋裝面入
三・二〇

著者が發表した造形に関する論文、隨筆を著者独自の方法論をもつてまとめたもので、日本造形文化の民族的、傳統的特質を指摘することにより、大東亞戰下の建築、美術、映畫、寫眞等の方向を決定づけたものである。

佐藤 慶二著 文化社會學

送定 料價 洋裝面入
二・五〇

本書は文化を一方に於いて自律的價值と見ると共に他方に於いて歴史的社會的所産と見るドイツ現代の文化社會學の理論を検討しながら、現代の文化の本質を闡明しようとしたものである。

14-33

育
生
社
弘
道
閣



定價 ㊦ ¥ 3.00
規格 判 B 列 6 號